

平成20年3月5日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成20年3月5日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成20年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	3 松 本 末 治	1. 一次産業の再生と鹿島市街地活性について (1) 中山間地総合整備事業への取り組み (2) 鹿島市内地産地消の振興 2. 鹿島市の環境保全対策について (1) 地域社会における環境対策の実情と今後の取り組み (2) 学校における環境教育の実情と今後の取り組み
6	4 光 武 学	1. 中山間地農業の振興について (1) 荒廃園、耕作放棄地の現状と対策 (2) 中山間地総合整備事業 2. 生活環境の整備について (1) 公共下水道区域外における合併浄化槽の設置状況 (2) 危険箇所の実態と対応策 3. 新幹線長崎ルートは三者合意という形で決着しようとしている。これからの鹿島市の振興策について
7	15 中 村 雄一郎	1. 歴史的まちづくり法案『歴史的風致の維持及び向上に関する法律』について (1) 市の取り組みについて (2) この法律で何が出来るのか。従来の法との違いは何か？ 2. 観光戦略プラン及びツーリズム活動推進について (1) 基本コンセプトと進め方 (2) 新事業（農林水産省）への取り組み 3. 鹿島市消防団について (1) 定員について (2) 地域における役割と地域の支援 4. 教育問題について (1) 将来の人材育成について
8	9 水 頭 喜 弘	1. 公共下水道及び浄化槽について 2. 限界集落について 3. 振り込め詐欺対策について 4. 肺炎球菌ワクチンによる予防対策について

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、3番議員松本末治君。

○3番（松本末治君）

おはようございます。3番松本末治です。

1年生新人議員として丸っと1年を迎えようとしている今、諸先輩議員及び同僚議員、また多くの市民の方々のおかげです。心より感謝をいたします。

さて、1年を振り返りますと、今世紀の鹿島市を形づくると言っても過言ではない重要なときに議席をいただき、議会議員としてどうあるべきか深く考えさせられた1年でありました。将来の鹿島市のために長崎本線存続か、近隣の太良、嬉野も考慮した高規格道路及び振興策かなどなど、鹿島市の待ち網には100億円単位の大きな魚も何匹となく飛び込んできた錯覚もありました。しかし、議会は待ち網をすくい上げることなく、網を畳むこととなります。逃した魚は大きいと言いますが、今後の鹿島市が振興、発展していくためには、気概と気骨を兼ね備えた議会運営にゆだねられた気もいたします。

今回の一般質問に入ります。

大きく2つに分け、1つ、1次産業の再生と鹿島市街地活性について、2つ、鹿島市内の環境保全対策についてであります。

あえて1次産業再生といたしましたが、昨日は荒廃園対策も一般質問であっておりましたが、実際、生産を早く上げ、所得を得て、納税の義務を果たす、それこそが日本人の最大の義務である、それでこそ鹿島の振興、発展である。昨日、市民部長の納税意識改革の中で社会的要因として1次産業の振興、活性化が取り上げられたと思います。昨年より予算化された中山間地域総合整備事業が20年度より本格的事業の運びとなる様子で、まず20年度の予算概要についてお尋ねをいたします。

なお、今後20年、21年、22年、23年、24年まで、おおむねの事業計画策定が可能であれば、何らかの方法により事業実施地区ごとのプログラム作成により関係者への説明、理解を得るべきであり、関係者への配慮ではなかろうか。どのような対応をお考えか、お尋ねをいたします。

小さな2つ目、鹿島市内地産地消の振興についてお尋ねをいたします。

まず、現在、市内各地域に直売所が開設されています。この実態についてお尋ねをいたします。名称、販売高等々、また売れ先と申しますか、購入者が市内、市外どれくらいの割合

であるかということ等について、わかればお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、大きな2番として、鹿島市内の環境保全対策についてお尋ねをいたします。

地域社会における環境対策の実態と今後の対応についてお尋ねをいたします。

まず、農業面での環境保全、地球に優しい農業ということで取り組みがなされているかと思いますが、現在の生産の実態についてお尋ねをいたします。エコ農業、特別栽培、有機栽培等があるかと思いますが、これについての取り組み状況をお伺いいたします。

続きまして、鹿島市内における炭酸ガス地球温暖化対策についてお尋ねをいたします。

まず、山の森林の中で広葉樹、針葉樹の割合がどのようになっているのか。また、木の樹齢別割合について、わかる範囲内で結構ですから、お尋ねをいたします。

続いて、河川における水質の浄化についてお尋ねをいたします。

河川にあるアシについては、かなり厄介者扱いがなされているところもありますけれど、アシなど自然植物の水の浄化作用及び浄化能力についてどういうふうな数値が出ているのか、お伺いしたいと思います。

続きまして、廃棄ビニール等の自己焼却というか、野焼きがなされているような場合もあるんじゃないかということでお聞きしますが、過去においてはイエローパトロールみたいな、車に黄色いランプをつけて巡回をされて防止策を講じられていたんじゃないかと思いますが、そのような実態はどういうふうな状況にあるのか、お伺いをいたします。

続きまして、先般、買い物時のエコバッグというふうなことで、市においては早くに各家庭に配布をいただいたかと思いますが、この活用の実態はいかがなものでしょうか。

続いて、市の職員の市役所への通勤実態についてお尋ねをいたします。

過去においてはノーカーデーというようなことがあったことを聞き及んだことがありますけれど、そういう意味ではありませんけれど、炭酸ガス対策で何とか鹿島市が取り組んでおりますよというふうな発信ができないものかということ考えておりますので、まず通勤実態をお伺いしたいと思います。

続きまして、環境破壊による紫外線の被害が幾らか今報道されておりますけれど、市内でとか県内でとかいうようなことはわかりませんが、その紫外線による皮膚がんの発生とか、そういう状況がどういうふうな今実態であるか、また、保育園等では日よけといいますか、紫外線対策だというようなことで帽子のつばが前後ろにあるような帽子をかぶらせてあるようなことも聞いております。

続きまして、学校における環境教育の実態と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

現在、市内の小学校において、河川の生物調査をして、河川の状況がどういう実態であるかというふうな指導もされているかと聞いております。市内の各小学校等での総合学習への取り組み等の実態をお伺いしたいと思います。

まず、第1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

松本議員の御質問に私のほうから大きく2点ございましたけれども、2つにかかわりまして、5点ほどお答えをいたします。

まず、1点目の中山間地域総合整備事業の20年度の予算概要についてであります。

現在、県議会2月定例会中でありまして、予算案ということで2億円ということでお知らせをいただいて聞いております。

2点目の20年度の施行に当たってでございます。

3月7日に鹿島農林事務所と合同で説明会を開催いたします。着工地区の選定について協議をし、その中で決定をする予定でございます。あわせて21年度以降の計画についてお知らせということでございました。このことにつきましても、3月7日に21年度の考え方、20年度の予算の配分額、これをベースにした見通しということでできる範囲内の御説明をいたしたいと思っております。

3点目が直売所の実態についての御質問でございました。

20年2月の実態調査結果でございますけれども、市内直売所の総額年間売り上げが323,000千円となっております。品目別の割合ですけれども、野菜39%、花20%、加工品16%、果実15%となっております。利用者の割合でございます。市内大きなところから3カ所をしてみますと、平日の場合で市内6割、市外4割という状況になっております。道の駅鹿島からは土曜、日曜ということで特別な特記をしてありましたけれども、市内が3割、市外が7割、こういう状況になっております。

4点目でございます。環境保全型農業についての現在の生産の実態についてでございます。

現在、農業の生産現場のほうでは、この農業が基本であるということで取り組みをいたしております。できるだけ化学肥料と農薬を使わない特別栽培などについての取り組みであります。これには個別農家のみならず、農協の各作物部会など組織的な取り組みを推進するとともに、栽培技術の普及、定着、また生産履歴記帳100%運動に努めております。それから、必要な機械、施設の整備などに対しまして、県単の魅力あるさが園芸農業確立対策事業により県3分の1、市10分の1の支援を行っております。これらの結果で環境保全型農業に取り組む農家の方は、個人で9名、農協の各作物部会では部会全体で取り組まれておりまして、その部会がイチゴ、トマト、ミニトマト、アスパラ、ナス、キュウリの6部会でございます。これらを全体で延べで計算しますと424戸ということで、着実にふえておる状況でございます。

最後に、5点目でございます。鹿島市の森林の現状ということでの御質問でありました。

広葉樹と針葉樹の割合につきましては、針葉樹、杉、ヒノキが69%、広葉樹が23%となっ

ております。樹齡構成について、45年生以下93%、56年生以上1%、51年から55年生2%、46から50年生4%となっております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

松本議員の質問に私のほうからは4点ほどお答えをしたいと思います。

まず、第1番目には河川におけるアシなど自然生物の浄化作用と能力ということでの御質問だったと思います。

この浄化作用、能力については、数値的にはなかなかつかまえていく状況にございますけれども、今現在言われているのは、まず長所として水辺の自然環境をつくる、あるいは水辺の生き物のすみか、住家であるというふうな考え方、それにアシは侵食を防ぐ、こういう長所を持っていると。また、水の浄化作用をするということで聞いております。私も岡山のほうで現地を見させてもらったことがあるわけですが、アンモニアの除去は相当されて、85%程度のアンモニアの除去ができていたというふうな報告も聞いております。

次に、廃棄ビニール等の自己焼却と防止対策ということで御質問でございます。

これは、まずビニール等については、本来は農協とタイアップして自己焼却がないような形をお願いをするところでございます。これにつきましては、農林水産課のほうとも打ち合わせをしながらやってきております。ただ、自己焼却をされたり、あるいは山のほうに投棄されたりということがございます。これについては、うちのほうもパトロールをやっておりまして、このパトロールで見つかった場合は、農協なり農林水産課とも協議をして対応をしているという状況でございます。

その次、買い物時のエコバッグの実態と普及ということでございます。

まず、実態でございますが、11月から2月まで、私たち独自で調査をしております。11回程度調査をしておりますけれども、まず、モリナガさんのほうが約50%程度の持参率ということになっております。昨年6月ぐらいには約70%ぐらいあったということですから、若干落ちぎみになっていると。これはモリナガ様の取り組みの問題も一つあるかと思っております。レジ袋の有料化を取りやめにされているというところの問題もあろうかと思っております。ララベルのほうは20%程度になっております。これはやや上昇ぎみにあるようです。それから、ピオが約10%、これも上昇ぎみです。北鹿島にありますトライアル、これは3%程度で、ほとんど変わっておりません。

特に普及ということでございますが、鹿島市環境推進協議会というのを組織しているということで、きのうもお話をいたしましたけれども、ここで年2回のキャンペーンをやっております。モリナガ、ララベル、ピオ、トライアルの前で旗を掲げて、マイバッグキャンペー

ンということでお願いをしております。これにはこの推進協議会の会長であります鹿島市の区長会長中島様、あるいは鹿島市の桑原市長も参加をして、キャンペーンをやっている状況でございます。

それから、環境破壊による紫外線の被害ということで、紫外線という形でいいのかどうかわかりませんが、光化学オキシダント、この問題を含めてのことじゃないかと思えます。これは県のほうがこの注意報を発令するというふうになっております。この注意報が発令された場合は、最寄りの市役所に連絡が来るようになっております。最寄りの市役所、鹿島市のほうに参りましたら、これを特に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、あるいは福祉施設などに注意を呼びかけるということになっております。このオキシダントが出ると、目がちかちかしたり、目がしょぼしょぼする、涙が異常に出る、あるいはのどが痛む、せきが出るなどの症状があるということで聞いております。

以上、私のほうからは以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

職員の通勤の実態はということでございますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、本庁勤務が現在216名おりますけれども、車での通勤が約150名程度、それからバイクが約20名程度、それから自転車が約30名ということで、残りは徒歩かバス通勤か自動車の相乗りかというふうなことになると思っております。それで、本庁以外が約50名程度おりますけれども、本庁以外についてはほぼ全員が自動車通勤だというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、御質問の最後になります学校におけます環境教育の取り組み状況をということでお答えをいたしたいと思います。

市内小・中学校での環境教育への取り組み状況でありますけれども、これは平成16年10月1日に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が施行され、その中で発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、各学校において環境教育に関する全体的な取り組みを進めることという方針が示されております。そのことを受けまして、各学校におきましては、子供たちが環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題の解決のための能力を育成することを目標としまして、総合的な学習の時間や社会科、理

科、国語科、生活科等において学習しているということでございます。

今年度の特徴的な取り組みの状況をお知らせいたします。

まず、能古見小学校におきましては、水生生物調査などにより川の調査を行い、川を汚さない方策を考える授業、七浦小学校では有明海にすむ生き物を調べ、ムツゴロウとりやノリづくりなどの体験を通して有明海の環境について学ぶ授業、北鹿島小学校では水生生物調査、EMだんごづくり、渡り鳥調査を通して命を支える環境づくりについて考えていく授業、古枝小学校におきましては、蛍の生態の学習、幼虫の観察及び放流による川の環境についての学習など、総合的な学習の時間を中心に環境問題、環境保全について学習をしているところでございます。

これ以外にも環境下水道課のほうで実施いただいております環境教育事業を活用いたしまして、シギ・チドリの観察会等を通じて環境問題を考える事業や学校が考えたテーマに沿った授業へ講師を派遣してもらって出前授業などに鹿島小学校、明倫小学校、浜小学校などが取り組んでおるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

それでは、詳細についてお尋ねをいたします。

まず、中山間地域総合整備事業について、あす農林事務所と合同の説明会を行われるというようなことでありますけれど、やはり関係者、農家の方は、いつ自分の圃場は事業が行われるのかというふうな心配があられると思います。そういう中で、優先順位というのはいろいろな面で問題があるかと思えますけれど、将来、20年から24年までの5年間で事業は完成することだと思いますので、いろいろな面で残土を利用した圃場整備をする計画をされてあるところなんかについては、もう3年も4年も減反を続けてあるとか、また、圃場整備がいつあるか、ことしの米はつくらるっとやろうかにかや、減反をせんばらんとやろうかにかというふうな心配をされている実態があらうかと思えます。そういうことを配慮し、また、できればさっきもありましたように、合同で全員というのは無理でしょうから、各団地の代表者が集まっていたら、計画的な5カ年のある程度のプログラム策定というのができないものだろうかと思えますけれど、そうすることで受益者の心配も安心に変わっていくんじゃないかろうかと思えますけれど、そういう面でいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

御質問にお答えをいたします。

まさにおっしゃるとおりだと思います。自分のところはいつ事業着工できるのかという御心配があられる、これはもう当然なことなんです。ただ、私どもはまず予算というのが、1,040,000千円という限られた予算があります。それを6年間でどういう配分をされてくるのかということなんです。そこが非常に県の財政状況とか、そういったことに関係してきまして、先ほど2億円という数字、これは最終的には県議会で決定なんですけれども、農林事務所と協議した上で今発表いたしましたけれども、それくらいになるだろうというふうなことで、70,000千円ついて今度2億円という、まさに我々はそこまでは想定していなかったんですけれども、そういう額がついたと。じゃ、次の年はどうなるのか、その次の次の年はどうなるのかという話になります。そうしますと、これがまだ未確定なものですから、例えば、この事業はかなり多額の経費を要するからここから始めようとか、この事業は単発で済むからこの年度で入れ込んでしまおうとか、それからさっきおっしゃった既に泥を入れているところがあるじゃないとか、そういうことはやはり一番協議の中で中心に議論するところがございます。それと、やっぱり地元の調整ができていくかというふうなことも大きな要因だと思います。その辺を総合的に判断をさせていただいて、だから、かなり遅く皆さん方には発表するケースになるかもわかりません、これは予算が確定しないという関係がありますのでですね。だから、そこら辺は皆さん方のお声も聞きながら調整をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

1つの例ですけれども、例というよりも実態ですけれども、これは飯田地区の圃場整備予定地があるわけですが、これに河川よりポンプアップをして水の供給が必要な地域だというふうなことで、そのためにもその河川の可動堰の修復を計画されている。もう5年も前からしているんだというふうな話も聞いておりますけれども、それに伴う負担金もちゃんと地元では準備もできているのになかなかできないというふうなところもありますけれども、そういうふうな地元での附帯事業と申しますか、関連事業というふうな点もありますので、できれば今部長からありましたように、県の予算というのがどういうふうになるかというふうなことが一番問題になりますけれども、大体20年に2億円つくということになれば、大方2億円ずつぐらいはというふうなですね、皮算用でというふうにはいかんですけれども、そういう計画で2億円ずつつけば、どこどこが21年度、22年度がどこですよというふうなある程度の御理解をいただいて、1年はずれるかもしれんばってん、こういう計画をさせていただいてよかでしょうかというふうな、そういうところまで立ち入っていただければという思いがありますけれども、どうでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

そういう事情というのは個々おありだと思うんですよね。ですから、そういう事情を今度の7日——説明会をするというのは7日と申し上げたですよね。そこでもいろんなお話が出てくると思います。今おっしゃったような、こういった関連事業もある、そっちのほうはちゃんと計画をして進めている、だから、これとセットで整備をしてほしいというお気持ちもあられると思います。そういったことも聞きながら、枠はそういうふうな枠でございますから、がちがちで固めたことというふうなことでもないかもわかりませんので、これはもう県事業でございますから、私どもがどうと言えませんが、当然お気持ちはわかりますので、そういったことを聞く場として7日の日にちょっとしてみたいというふうなことで、じゃ流動的なのかと言われたら、私どもわかりませんが、そういったお話を聞いて、やはり最優先だという判断を県がなされたら、そういう形にもなるかなというふうな気がいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

待ちに待った事業ですから、ぜひそういうふうな形をとっていただければ幸いです。

事業と関連はないわけですが、現在、かなりのイノシシの被害があります。そういう中で、このイノシシの被害によって、ミカン等でいきますと、立ち上がって枝をおっしょって——おっしょってと言うぎいかんですけれど、改植をされて、品種のいいやつを植えられて、やっとなるごとなつたぎにや、枝ばきぼきなるごとおっしょって、ミカンを食うとというふうな、そういうふうな実態もあちこちであります。そういう中で、せっかく改植したとけ、今の状況では、さっき税金のことで触れましたけれど、せっかく税金を納めようと思って一生懸命頑張るとこれ、イノシシからやられたけん、もうやめていっちょこうかにやと言うたり、そういうふうな実態もあるかと聞いております。そういう中で、イノシシ対策の現状というか、今後の考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

イノシシ被害の現状と対策ということでのお尋ねであります。

イノシシ被害の対策につきましては、19年度までは広域駆除協議会ということでの取り組みを柱にやっております。これによりまして、猟友会への駆除の委託費、それから電気牧さくの設定、それから箱わな、それから捕獲報奨金の交付というふうな補助を行ってやってお

るといのが現状であります。

それから、今後の対策ですけれども、このイノシシ被害につきましては、全国その被害の状況が増加をしておるといことになっておりまして、国もこのことにつきましては特別措置法を設置して強力に、計画的に、効率的にこれをやるような市、町、村、そういうふうな流れになっております。あわせて、この今まで広域の支援事業をやっておりましたのが県の単独事業であったわけですが、県の財政事情もあらわれて、これが内容が変わっております。この事業の主力でありました電気牧さくの設置、これができないということになっておるので、実は20年度から大幅にこの対策についての計画を立てて見直しを行う状況となっております。具体的なそのことにつきましては、今県の変更についての情報の確実な説明を受けながら、年度が変わりましてから、早速そこらあたりの対策を立てるといことになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

イノシシにこだわるわけじゃないですけど、今、イノシシのとれ高じゃないですけど、捕獲状況というのがわかりますか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

イノシシの捕獲の状況についてお答えをいたします。

先ほど申しました広域での支援の事業、いわゆる駆除ということになります。狩猟の期間を除いた、いわゆる4月1日から10月30日までの期間の頭数となりますけれども、推移として17年度が121頭、18年度が188頭、19年度が169頭、3カ年の推移でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

今の頭数は鹿島市内ですよ。（「そうです、鹿島です」と呼ぶ者あり）

そしたら、さっき電牧の事業は見直しというようなことを言われたと思います。国が特別措置法的なことへの取り組みをされているというふうなこともあったかと思いますが、この国の事業で食肉加工ができるようなことを聞いております。先般、私が七浦の道の駅、千葉市に実態をお伺いに、ほかの件で伺ったら、イノシシの缶詰を道の駅で、千葉市で売ってくいと言われてたというふうな、そういうふうな実態、御存じだと思いますけれど、そう

いう話もあっております。それは個人的な持ち込みというふうなことのようでありましたけれど、国の事業の中でイノシシをとって食品加工するというふうな事業を、隣の武雄市が今年度の事業に予算化をされているようですけれど、武雄の実態が年間1,000頭ぐらい、北方んには脊振山系ですからかなりとれる、実は私もあそこら辺からイノシシをもらったことがあるとですけれど、そういう状況で1,000頭ぐらいというふうなことですけれど、鹿島だけで200頭前後というふうな状況ですから、過去において能古見の本城んにきでイノシシをとられて、分けてもらって食べたことがありますけれど、本当に酒のさかなにはちょうどよかばいというぐらいにあらうかと思えますけれど、こういうふうな、とっていただいて、金にしてやれば、幾らかの捕獲も順調にいくんじやなかろうかという思いでありますけれど、この嬉野、太良、鹿島、旧藤津郡内で調べますと、大体武雄の1,000頭近くに年間のここ二、三年の捕獲頭数はなるんじやなかろうかと思えます。そういう中で、武雄に見習ってじやなかですけど、武雄に負けんごとじやなかですけど、そういうふうなイノシシ対策の食肉加工処理場とか、去年は片山畜産が鹿島に来ていただいたけん、片山畜産に依頼してでもというふうな方法もあらうかと思えますけれど、そういうふうなお考えは特別今のところなかでしようか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

だれでも考えることなんですよね。これだけとれとつとば何で無駄に埋めてしまうのかとかなんとかという話になると思うんです。じゃ、なぜ流通していないのかという話なんですよね。イノシシは牛とかと同じような取り扱いになっているのかどうなのか、この解体の問題があると思うんですよね。そこら辺のコストの問題があるのか。いやイノシシはという、頭から食わず嫌いのところがあるのかどうなのか。そして、やはり採算ベースに乗るのかどうかという話だと思うんですね。さっき缶詰という話が出てきましたけれども、ああそういう話もあるのかなというふうなことで初めてお聞きいたしましたけれども、だから、私たちとしては、武雄が商品化された、じゃどういう形でそれをさばこうとされているのか、少し調査をしてみたいと思います。そうしないと、我々は以前一回テストをしたことがあるんです。ある飲食店のほうにお願いをして、取り扱ってくださいということをお願いしたんですけれども、なかなかこれが人気が出なかったというふうなこともありますので、予算化までして取り組まれているところがあるということですので、少し研究をさせていただいて、状況を見てみたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

ぜひよろしく願いをいたしておきたいと思います。

それでは、続きまして中山間地域総合整備事業じゃないわけですけど、総合整備事業の中で今集落営農等で米が今の現状、かなり厳しい状況にありますから、やはり裏作、麦作、大豆作というようなことでの奨励がなされ、そうすることで収益を上げてくださいというふうな国策じゃなかろうかと思っております。それを考えていきますと、どうしてもやっぱり水田の排水というようなことになってくると思います。今、北鹿島地区で二百五、六十町ぐらい排水対策がなされていると思いますけれど、やはり鹿島の平たん水田地帯は潟、もとは海やったばいというところがほとんどじゃなかろうかと思っておりますから、まだ北鹿島地区もそういう要望がかなり高いというようなことを聞いておりますけれど、あとの鹿島地区重ノ木地区といいますか、それに浜の干拓地区、また七浦の干拓地区等での排水がよければ、もっと裏作ができるんじゃないかとか、やはりタマネギを七浦の干拓でもほとんど裏作的に栽培されておりますけど、一雨降ったら二、三日はべちゃべちゃで作業ができないというような実態もあります。そういうこと等についても、排水というのはかなり大きな農業面での課題じゃなかろうかと思っておりますけれど、そういう点、あとまだまだ面積的にはかなりあるかと思っておりますけれど、今後の排水事業等についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

水田の排水対策事業の今後の考え方ということでのお尋ねでありますけど、確かに北鹿島のほうは17年度から来年度まで4カ年ということで今実施をされております。この事業がちょうど緊急に国のほうで制度化されまして認められた事業でありまして、恐らく今県内で10カ所なされております。採択年度が18年度まででありまして、恐らく事業が完了するのが26年度までなっていると思います。北鹿島が来年度で済むわけですけども、したがって、議員が申されました重ノ木とか七浦干拓、それから浜ですね、こういった土地改良区が設置をされたところもありますし、またそのほかにも水田地帯、これから農業の振興を図っていく必要があるところ、裏作の収量アップ、それから品質向上、そういうふうなことでの必要性はわかりますけれども、この事業はもうございません。それで、もし新しい事業、これにこういった事業の補助なり交付金制度があったとしても、やっぱり国、県、それから市のほうの財政事情、それと公共事業の抑制という状況の中では事業を早期に計画というのは難しいだろうと思います。将来にわたって計画的なことでの取り組みというのは考えていく必要があるというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

ありがとうございました。そしたら、ぜひそういう事業を起こしていただいて、できるだけ反当20千円もかからんぐらいというふうな事業であったかと思えますから、ぜひ今後とも取り組み等についてはお考えをお願いしたいと思います。

続きまして、それでは鹿島市内の地産地消の振興ということで、さっき市内の直販所の販売高323,000千円というふうな、かなりの大きな販売額になっておりますけれど、これがやはりかなり生産者にとっては安定的な収入につながっているということだと思いますし、できればこの産品がすべて市内で消費をしていただいて、昨日の安全・安心というものにも大きく寄与できるものじゃなからうかと思えます。

市内の飲食店じゃなかですけど、食堂とか結構ありますけれど、かっぱうなり食堂なり、そういう店で、またお菓子屋さんというのもありますね。鹿島産のイチゴを使っておりますよとか、またムツゴロウを使ったお菓子ですよとか、そういうふうな特色のある取り組みをされておりますけれど、そういうふうな面での商工観光でとらえられている実態は今いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松本議員の地元商店街での地産地消の状況ということについてお答えをいたします。

商店街での地元使用率のデータでございますけれども、鹿島市商工会議所や佐賀県の飲食業組合にお尋ねをいたしましても、データのものはないということでございました。ただ、個人的には直販所にいろんなものを、材料を購入されているお店もあるということでございます。

市内のお菓子屋さんでの状況をお尋ねいたしております。小麦粉、鶏卵、芋、牛乳、果物、モチとかお茶などは市内とか県内産を使用しているということでございました。県内産米の使用率を聞いてみましたら、約2割程度は県内産米を利用している状況でございます。

以上であります。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

なかなか調査については難しい点があるかと思えます。今後できるだけ地場、市内産品の御利用をいただければという思いであります。

そしたら、わかりやすく手っ取り早く好きなお酒のことでお伺いをしたいと思いますけれど、酒どころ鹿島というところで、実際、銘柄を上げてよかですかね、上げるぎいかんとですかね、能古見の酒は特に瓶に生産者名まで入った銘柄がありますけれど、そういうところ

で酒で実際鹿島の米がどれくらい使われているのか、おわかりでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松本議員の質問にお答えをいたします。

酒米の使用状況ということでございますけれども、市内の酒屋さんにお聞きしましたところ、市内産であれば大体5割以上、県内産であれば8割以上使っているという返答でございます。今後とも地元産の使用率を上げていきたいということでございました。

今、市内では9名の方が研究会等を組織されながら、山田錦等を栽培する研究とか促進等を行われているという状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

それでは、特に酒どころ鹿島というようなことで、どぶろくなんかも本当においしんじゃないかなろうかと思えますけれども、ちょっとまだ私も勉強不足ですから、また次回に繰り越したいと思えますけれども、特にそういうふうな国内では酒米についての特区を設けられている地域もあるというふうなことで、インターネット等で載っておりましたけれども、できればそういうふうな酒米等について特区的な形での取り組みをしていただき、鹿島の酒は全部鹿島でとれた、山田錦ばかりが酒米じゃないかなろうかと思えますけれども、そういうふうな対応もぜひしていただければと思います。

そういう中で、農林水産課の中にはいろんな関係が、JAなりJFなり等がありますし、消費者側の商工観光課というところで商業面の、やはりさっきのイノシシの件じゃありませんけど、使ってくださいということでもなかなか消費が伸びんやったとか、そういう面もあるかなろうかと思えますけれども、やはり手を取り合っていて、そして直接生産者側と契約的に地産地消というようなことができないものかということで思っております。

それでは、続きまして環境保全についてお伺いをしたいと思います。

学校で、さっき教育次長のほうから御説明をいただき、実際私も2小学校に勉強に行きました。能古見小学校では1年間の総合学習をこのCDにおさめられて、（現物を示す）本当にすばらしいデータができていたと思えました。ぜひ議員さん全員の方に見ていただきたいと思えますけれども、子供たちが中木庭ダムからずっと時期的に夏場にあの上流で水遊びをしたりしながら川を下ってきて、そしてずっと河川の汚染というのですか、汚れを体験し、そして看場の干拓まで行かれ、そしてからその後はB&Gの干潟で体験をされたというような、年間を通した学習をされている。最後に、今度の3月22日の植樹祭に4年生の生徒と父兄が

一緒に植樹に行かれますよというふうな一連的な対応をとっていただいているということで、いいことだなということで、今はなかなか親の教育をし直すことはできんばってん、子供たちをしっかりそういうふうな環境面等々についても対応していただくような取り組みをというようにもあっているようではありますけれど、学校給食で、きのうも安全・安心な中でいろいろあっておりましたけれど、先輩議員も言われておりましたけれど、本当に品目的に行政とJA、また漁業組合なりと話し合いをし、提携をして、直接そういうふうな納入体系ができないものなのか、そういうふうな研究もぜひしていただければと思いますけれど、教育長、その辺やっぱり教育長も生産面、実際体験をされておりますし、そうすることが子供たちに対する食の教育にもつながっていくんじゃないかならうかと思っておりますけれど、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

松本議員の1回目の御質問での環境問題からちょっと飛びまして、食育という方面の切り口ということでございますけれども、基本的にこの食育の問題は、きのう教育長のほうから全体的なやはり体験の大切さというのを御説明申し上げたと思います。学校で今ですね、議員言われているような取り組みというのは実際の小・中学校も行っております。と申しますのは、オンリーワンの体験活動事業という県の事業がございまして、その中でこの農業体験につきましては、各小・中学校ですべて年間を通じた取り組みを行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

なかなか環境面、またそういうふうな環境についての問題というのは、やはり食べること、食育というふうな面から関連してくるわけでありますので、ぜひそういうことでのつながりを持っていただきたいとは思いますが、今回、環境がいろいろ言われる中、またサミットもあるような時期でもありましたので、そういう点で触れさせていただきましたけれど、どういうふうな形で地域全体がそういう面で意識の高揚を図っていくかということが一番大事なことじゃなからうかと思っております。12月には指定管理者問題、公民館問題で自治区の公民館長さんの配置等についていかがでしょうかというふうなことを申し上げましたけれど、できればこういうふうな環境問題等々については、環境組合長さんのような人が各自治区におられるれば、もっと各自治区で、今、美化推進員とかおられるようではありますけれど、やっぱりその自治区自体にそういうふうな代表の方、世話人さん、さっき環境の協議会があります、その中に区長会長さんが入っておられますというふうなことがあっておりましたけれど、できればそ

ういうふうな分担した代表の方、世話人さんを置いて、そして地域の活性化というか、そういう形で金が実際伴わないような、自分たちで何とかするような自然鹿島というところを皆さんにわかっていただければという思いであります。そうすることが今後の子や孫のための鹿島づくりということではないだろうかと思っておりますので、今後ともまたそういう面でいろんなお願い等もしていきたい、また一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

これで終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時20分から再開をいたします。

午前11時7分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番議員光武学君。

○4番（光武 学君）

4番議員光武学でございます。通告に従いまして質問いたします。

今回の質問、大きく3つに分けて質問を提出しておりますけど、この中には前段、これまでの議員の発言の内容と幾らか重複するところがございますので、その辺は答弁が一緒の場合は答弁は要りませんので、最初にお断りして始めたいと思います。

まず最初に、中山間地農業の振興についてということで、まず1番目、耕作放棄地の現状と対策、ミカン価格の低迷、農家人口の高齢化、後継者不足、特に中山間地においてはイノシシによる農作物被害、さらに昨年からは猿も出没するようになりました。こういった悪条件が重なり、中山間地においては樹園地並びに水田など耕作放棄地が年々増加しているのが実態であります。これまでは各集落においても、高齢化でこれ以上農業を続けることができない人の農地については、担い手の方をお願いして何とか耕作放棄地の増加も最小限にとどめることができしております。しかしながら、担い手の方にしてもこれ以上の耕作面積の増加には限界が来ております。農業センサスの資料によりますと、平成17年2月現在、耕作放棄地が鹿島市全体で339ヘクタールという数字が出ておりますが、この年は中山間地域等直接支払制度が1期目の5年間を終了し、2期目に移行する年でありました。平成17年4月より2期目の加入調査を行った時点で、かなりの面積が1期目に対し減少しており、その減少した農地のほとんどが現在耕作放棄地になっております。担当課としては、17年以降の耕作放棄地の現状を把握しておられるのか、また、どういう対策を講じようとしておられるのか、質問します。

2番目に、中山間地域総合整備事業ですけれど、この事業は平成8年度より2年間はソフト面から始まり、地区ごと、集落ごとに先進地視察、話し合いなどを繰り返し、そして当初申請が提出したときは鹿島市全体で、これは概算の概算ですけれど、22億円ぐらいだったと記憶しております。その後、費用対効果を初め、いろいろな条件をクリアしていくうちに、最終的に14集落、18工区、総事業費1,040,000千円で国の認可がおりました。その後、ようやく予算がつくと思っているときに、相知の棚田サミットが開催されることになり、棚田の整備に回され、今度こそという順番になっても、なかなか県の予算がつかず、受益地区としては大変心配をしておられました。そういった数年の経過を経て、ようやく19年度に70,000千円の予算がつき、受益地区の皆さんも安堵しておられるところです。

そこで、まずは確認ですけれど、19年度予算の70,000千円については何に使われたのか。そして、ここからは質問です。20年度より5年間、24年度までに全地区竣工する予定で、これから工区ごとに年度ごとの着工計画を立てていく段階になりますけれど、受益地区としては一年でも早く着工したい気持ちが全地区にあると思います。優先順位の調整はどういう方法で行おうとしておられるのか。また、平成8年より始まり、これまで11年の歳月がたっております。当時60代の人たちが7代になっておられます。子供の世代になり、子供が農業に従事していない農家もふえております。そういう中で、各地区受益者の気持ちが変わっていないか、そして、この事業には66,000千円の、これは金にならない活性化施設の建設も義務づけられておりますが、その取り扱いはどうなっておるのか、以上3点について質問します。

大きな2番目の生活環境の整備について、まず最初に、公共下水道認可区域外における合併浄化槽の設置状況について質問します。

公共下水道事業については、計画性を持って供用範囲の拡大に向け、事業を展開しておられます。これは生活環境の整備には当然しなくてはならない事業であり、大いに推進すべきだと思っております。しかし、公共下水道の認可区域外についての浄化槽の設置状況については、世帯数の割にはおこなわれていると見受けられます。

そこで、以下の件について質問します。

現在までの浄化槽の設置状況と補助事業を利用したの設置は年間何世帯ぐらいあるのか。1年間の公共下水道の使用料と浄化槽にかかる保守点検料の格差、これは価格の差です、以上2点について答弁をお願いします。

そして、小さな2番目、危険箇所の実態と対応策ということで、毎年、集落ごとに区長さんを通じ、危険箇所の調査をされております。その区長さんから上がってきた調査では、市内で何カ所あるのか、また、これをどういう取り扱いをされておるのか、質問します。

大きな3番目、新幹線長崎ルートに関してです。

新幹線長崎ルートは三者合意という形で決着し、このままでいきますと、3月中には国の認可もおりるものと思われまます。顧みますと、平成2年より17年の長きにわたり、市長は鹿

島市民の先頭に立ち、長崎本線の存続を訴えてこられました。事の発端は、どうして長崎本線が並行在来線なのか、どうしてよそを通る鉄道のため、鹿島市が負担をしなければならないのか、そして先人たちが苦勞してつくってくれた財産をなくすわけにはいかない、第三セクターで運営してはいずれ廃線になるのはわかっている、鉄道がなくなれば鹿島はますます疲弊する、ほかにもいろいろありますが、こういったことを背景に長崎本線存続についての署名運動を鹿島市区長会初め4団体により展開され、3万3,400名——これはお隣の太良と塩田の方も入っておられます、の市民から長崎本線存続に同意する署名が寄せられ、それを受けてこれまで闘ってこられました。もし簡単に同意をしていたなら、大変な負担金を鹿島市も課せられていたはずです。その点では、市長の17年間の頑張りは大いに評価に値すると思っております。もし平成8年の着工区間の見直しの前に市長が仮に経営分離に同意をした場合の負担金と、きょうまで不同意を貫かれ、今回の三者合意案となったわけですが、この結果で生じる鹿島市の負担金の額、この双方を比較されたことがあるのか。されていたら、その金額を参考までに示していただきたい。

昨年12月、三者合意案が発表された後、責任は全部私にあると申されましたが、私はここで市長の責任問題をとやかく言うつもりはありません。それは市長自身が判断されることだと思っております。

そこで質問ですけど、三者合意の中で肥前山口ー諫早間は従来どおりJRが運行するとなっていますが、運行案を見ますと、これまで県より示されてきた第三セクターによる運行案と同じだと思います。このことについて、市長はどう評価しておられるのか。

次に、昨年12月19日のマスコミにより2市町、三者合意受け入れ、県との関係修復へ、地元支援を要請などの見出しで報道がありました。その記事を読んで、市民の中には敗北宣言と受け取っておられる方もおられます。そういう中で、先日の江北町長選の折には応援に行かれております。これから県と鹿島の間を修復していかなければならない時期にこういう行動をして大丈夫なのかという声も耳にすることがあります。これは市長としての考えがあってのことだと思いますので、市長の真意のほどをお伺いします。

あと1つは、17年間の長きにわたり経営分離に反対を続けてこられました。正式に国の建設認可が決定した場合、市長はそれからの鹿島の振興についてどうしていかれるつもりなのか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

私のほうから3点お答えをいたします。

まず1点目ですけれども、17年度以降の耕作放棄地の現状の把握の件であります。

中山間の直接支払い制度は、耕作放棄地の防止対策として平成12年度から16年度まで5年間実施され、2期対策として17年度から21年度まで継続となりました。耕作放棄地を出せば、集落全体の責任で原則補助金返還になるという制度でございますので、間違いなく耕作放棄地の歯どめになったわけであります。

御質問の現状把握、いわゆる耕作放棄地の増加ということで見ますと、1期目の最終年度16年度の参加対象面積が1,397ヘクタール、19年度が1,222ヘクタールですので、参加対象面積として減少した分175ヘクタールが耕作放棄地や管理不良地となったと考えることができるのではないかとこのように思っております。

制度の中身につきましては、議員御存じのとおりでございますので、今後とも農地・水・環境保全向上対策事業、これと一緒に補助金を活用して前向きな取り組みを進めていただきたいと思いますと考えております。

これに関連して、対策をどう講じるかという御質問でございますけれども、これにつきましては、昨日の福井議員の御質問の答弁にかえさせていただきます。

2点目、中山間地域総合整備事業についての19年度予算の70,000千円についての内容でございます。

事業内容について読み上げます。19年度の総事業費70,000千円、農業生産基盤の整備として飯田の農道整備詳細設計業務委託と竜宿浦、嘉瀬ノ浦を除く6地区の圃場整備の詳細設計及び換地原案業務委託、それから農村生活環境基盤の整備として筒口の農業集落道の詳細設計業務委託と七開の営農飲雑用水の整備でございます。この七開の営農飲雑用水が工事着工となっております。

3点目です。受益地区の気持ちは変わっていないかという御質問でございました。

平成18年度に最終の事業意思の確認のため、農業生産基盤整備の圃場整備、農道整備、水路整備については、全地権者の同意をいただいておりますし、現在、特に圃場整備については地元に入って計画の詰めを行っております。意見の食い違いはありますけれども、詳細設計にいつでも入れますように、また、換地がスムーズにいきますように進めているところがあります。その結果、現在、事業を進めることができないという地区はございません。

私のほうからは以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

総合整備事業の中で活性化施設の質問がありましたので、これは私のほうから答弁させていただきます。

先ほどの松本議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、中山間地域総合整備事業、19年、去年の7月6日付で県知事から新規採択の通知がありました。その1,040,000千円の

中に活性化施設をつくるというふうなことで、これは七開の道の駅につくるということで県から正式に採択を受けております。

私どもは、地元とこの活性化施設をどういうふうな形に持っていこうかという話し合いの中では、直売所の機能を備えたいというふうに考えております。最近では太良町のたらふく館とか塩田のまんぞく館といった施設が非常に頑張っておられるようでございますので、少し焦りもあるわけでございますけれども、この施設をつくることによって鹿島市内全体の地場産の振興を図っていくと、そういうことを目的としていきたいというふうに思っております。

じゃ、いつつくるのかという話ですけれども、先ほど松本議員にも申し上げましたけど、いろんなところは自分のところをいち早くというふうな御希望があられますけれども、やはり県の全体予算の中でどういう形になるのか、先ほど申し上げたように、周りが非常に頑張っておられますので、私どもも鹿島市の産物の振興をいち早く図りたいという気持ちも、少し焦り的なこともありますので、早期に取り組めればというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

光武議員の大きな2番の(1)番、公共下水道区域外における浄化槽の設置状況ということで、2点ほど御質問だと思います。

まず、まず区域外の浄化槽の設置につきましては、平成19年3月31現在、いわゆる18年度末ということで考えていただきたいと思いますが、963基ございます。質問の中で、年間何世帯程度あるのかということで御質問だったと思います。これは、ここ数年50基から53基で推移をいたしております、直近では平成19年、51基の予定でございます。

それから、もう1つの質問が、1年間の公共下水道の使用料、それと浄化槽にかかる保守点検料の費用格差ということでの御質問と思います。

まず、比較するときに比較の対象を同一にするということを含めまして、公共下水道の関係ですが、現在、1家族3.1から3.3人ぐらいの家族数という数字になっております。水道課のほうで調べますと、水の使用量が大体月25トン程度というふうに考えられております。これでいきますと、下水道の使用料が年間40千円程度になります。これに対しまして、人数が3.3人ということでいきますと、これは家の大きさ、宅地内の大きさの関係もございましてけれども、大体3.3人の家族であると5人槽ぐらいの設置という形になります。これでいきますと、管理費ということで規則6条点検、これが5回ないし6回あっております。それから、法の11条点検、これは県のほうから点検をするのが1回ございます。それから、清掃、抜き取り、そしてその汚泥の処分、これが年に1回なんですけれども、これは金額がその都度若

千量によっても違います。そういうことを全体含めまして年間49,320円と試算をいたしておりますので、浄化槽のほうは9千円少々高くなるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

危険箇所調査の箇所数とその活用はということの御質問でございます。

毎年、区長さんを通じまして、ちょうど今ごろですけれども、危険箇所の調査をお願いいたしているところです。この箇所数ですけれども、鹿島市内全体でよろしいですかね。まず、がけ崩れですけれども144カ所、水害が57カ所、河川が23カ所、ため池4カ所、土石流7カ所、その他12カ所の計247カ所というふうになってきております。これは去年のデータです。ことしの分の調査は今ちょうど実施をいたしておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

それから、この活用ですけれども、庁内の関係課、農林水産課、都市建設課ですね、それと地区の公民館等に配布をして、情報の共有化ということで提供をいたしているところです。それと、あと鹿島警察署、消防団、消防団は各分団へ配布をいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

私のほうからは、4番議員の大きい2番目の生活環境の整備についての中で危険箇所の実態と対応策についての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

都市建設課の所管の中でお答えさせていただきたいと思いますが、災害危険箇所につきましても、先ほど総務課長が申しましたように、総務課の危険箇所調査結果、それから要望等で私たちがおおむね把握をしているところでございますけれども、この災害危険箇所の対応策ということでございますけれども、大きく分けて災害が起きたときに復旧する対策、それと災害を予防する対策というのがあると思います。災害復旧につきましては、その都度、災害発生後対応しているところでございますけれども、災害の予防ということで、特に私の課が担当しております急傾斜地の崩壊防止事業というのがございますけれども、これにつきましては年次計画で事業をずっと行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、平成8年のときと今回の三者協を比べたらどうだろうかという点と、それから三セク案との比較もありました。あと、鹿島の振興についてということで、3点お答えをいたします。

平成8年当時、新規着工を計画されたころの話ですけれども、そのころの資料を見ますと、鉄道の地上施設ですけれども、JRのほうは無償譲渡が困難であるというふうに発言をしておりますので、これを買うとなると45億円程度。それから、三セクの設立に伴う初期投資ということで、これは車両とか本社屋だとか、それから車両基地の増設とか書いてありますけれども、17億円、それと基金を16億円ほど積むというふうになっております。合計すると78億円ぐらいになります。その負担については、今後、長崎県、佐賀県及び沿線自治体で協議というふうになって、負担割合が決まっていなくてございまして。その後、直近ですけれども、肥薩おれんじ鉄道のほうが平成14年の10月30日ですけれども、負担割合を決定したところです。自分たちのところの負担割合ですけれども、県が85%、沿線自治体が15%ということで決着を見たところでございます。これは肥薩おれんじ鉄道のことですけれども、初期投資額6,530,000千円と災害や赤字など経営リスクはいずれも県が85%、沿線自治体が15%を負担するというような決め方をされております。この例の負担割合と同じように考えますと、県のほうで60億円以上、沿線自治体でも10億円以上の負担が一時的に要っただろうというふうに考えております。それから、現在、上下分離方式で赤字が下のほうが230,000千円、上のほうで170,000千円と言われておりますので、毎年4億円の負担が要ると、これをやると県のほうでも3億円以上、沿線自治体でも60,000千円程度の負担が毎年要ってくるということになります。

今回の三者協の合意案の試算では、一時的な支出として14億円だというふうに言われております。施設の維持として230,000千円は必要ですので、これは必要になってくると思えます。鹿島市を含めて沿線自治体ですけれども、負担が不要になったということになっております。三者協を容認するわけではございませんけれども、少なくとも平成8年の提案と比べましたら、県にとりまして、私たちにとりまして負担はよい条件になっているというふうに考えているところでございます。

それから、三者協と三セク案との比較ですけれども、これは御存じのとおりということになりますけれども、走る列車は同じくディーゼルでございまして。特急につきましては、上下10本、これは変わりません。違っているところは、肥前鹿島までと言われましたJRの運行が肥前諫早までに伸びたということが大きな違いでございまして。（発言する者あり）振興策はいいですか。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私のほうからは17年間経営分離に反対を続けてまいりましたが、先ほど竹下課長のほうからは数字面を申し上げましたが、もう少し広範囲にわたることを、今少しまとめつつありますのでお話をしたいと思います。全部で5つ、6つありますが、まず第1点目が、今から何十年か先の後輩市民に対して大きな大切なものを残せたと思います。大きな力にも屈することなく、長崎線の現状のままの存続の可能性がある限り、市民と力を合わせて最後まで頑張り抜いたと、こういう歴史を残すことができました。後輩市民から見ますと、自分たちの先人たちがふるさとを守るために、また、大きな財産を後世に残してやるために死に物狂いで頑張ってくれたということに対し、必ずそのことを誇りに思ってくれるであろうと思えますし、それをよりどころにしてすばらしいまちづくりを後輩市民たちもやってくれるというふうに信じております。

第2点目が、鹿島市や江北町が最後まで同意をしなかったし、また、県民も長崎ルート建設には反対が多かった中で着工を決定してしまったと、こういう事実を人々の記憶、あるいは佐賀県の歴史に残すことができたということ。

それから3点目が、整備新幹線の問題点、あれは確かにいい点もありますから、光と影を露呈できた。

4点目に、着工に至るまでの過程、公共事業としての決定プロセスのあり方について、大きな問題提起ができたんじゃないかというふうに思います。

それから5点目として、全国の地域鉄道の長期見通しとして、こういうふうにあります。これは国土交通省、あるいは専門家も一致した見方でありますが、恐らく今後は人口が減少していく中で経営が成り立たずにほとんどの地域鉄道は廃線になっていくだろうと、こういうふうに見ております。そういう中で、とにかく今後30年間は存続をするという保証を得た、これは国のお墨つきであります。今、国交省の方に聞いてみますと、地域鉄道とか、普通の幹線鉄道もそうでしょうが、JR側がここは廃線をしたいということになりますと、その申請をして、そして半自動的に1年後には廃線ができると、こういうふうに法律が改正になっているそうです。そういうこともあわせてのことではありますが、私たちの場合は国がお墨つきを与えているということでもありますので、そういう意味では意味があるんじゃないかと。

それから6番目に、全国どこでも経営分離されたところは、その赤字のツケが沿線市町村にのしかかってきております。財政負担が大変です。そういう中で、先ほど竹下課長が申し上げましたが、これを整理しますと、県の方で県の一時負担が52億円軽くなります。私たちが平成8年以前に同意をした場合と現時点でのことを比べると、県自体も一時金として52億円の負担減になります。それから、毎年110,000千円の県の負担が軽くなります、これが県の分。それから、沿線の負担分が初期投資、これは一時的なものですが、1,170,000千円、平成8年前に同意をしていたら、これがあつたはずと。しかし、現在、我々が17年間頑張っ

たということで、この初期投資がゼロになった。あるいは、先ほど課長が言いましたように、毎年60,000千円の負担、これもなくなったと。こういう意味でいいますと、私たちの頑張りというのは、私たち沿線に対して財政面でも大きなものがあったし、ひいては県のほうも、こういう言い方は失礼かわかりませんが、負担が大幅に減額になったんじゃないかなろうかというふうに思います。

こういう沿線の財政負担というのはゼロですから、これは全国で初めての例なんですね。今後、この例、整備新幹線が今後延伸をなされるというふうな今動きがあつておりますが、そういう経営分離というものはつきものであります。しかし、この私たちがやったことというのは大きな参考例となっていくであろうというふうに思います。

それから、江北町長選に私が応援に行ったことということではありますが、私は敗北宣言は決してしてないつもりです。私は最後の最後まで現状のままの存続の可能性がある限り、時期でいいますと、もし着工が決定するとすれば、国土交通省の認可が決定するまで、それは規定方針を貫くと何回も申し上げております。この選挙のときは、まだ正式にそういう国土交通省の認可がもちろんおりておりません、現時点でもそうですが、この時点でもおりておりませんので、私は最後まで経営分離に反対ということを貫いている、現在進行形です。

そういうことが1つ、それから2つ目が、江北町の田中町長さんとは一緒にこの問題で力を合わせてやってきた盟友です。こういう方に対して私はぜひ応援に行きたかった。

3つ目が、去年おとしの鹿島市長選のときも田中町長さんは一生懸命私に応援に来ていただいております。そういう意味でも、自分はお世話になっておつて、そして相手が困っておんさるときに、相手がきつかときに応援に行かんと、これは人間としてできません。男としてもできません。そういうことで、私はそういう理由で応援に行きました。

それから、正式に国の建設認可が決定した場合、市長はそれからの鹿島の振興策についてどう考えているかということではありますが、まず全体のことで言えば、現時点では第四次総合計画を着実に実行していくと、こういうことです。それで、来年から第五次の総合計画の準備にかかる、そして再来年からその計画づくりを実際やると、こういう手順を考えております。

全体についてはそうですが、恐らく御質問というのは、県との関係の中での振興策と、こういうふうな意味だろうと思いますので、そのことにも言及したいと思いますが、これまでは県のほうが我々に対して経営分離の同意を迫られておりました。これに対する同意の見返りとしての振興策ということで提案がありました。これに対しまして、鹿島市としては同意を前提とした県との振興策の協議はしないと、こういう方針でやってまいりました。これは存続期成会なり、あるいは鹿島市議会との共通認識としてあつたわけでありまして、そのことを私は実行をしてまいりました。これからは、つまりもし着工が認可をされますと、経営分離の同意を我々に対して求められるということそのものが消失してしまいますね、消えてし

まいますね。したがって、同意、不同意という問題もなくなりましたし、同意とセットになった振興策というのはあり得ないということになります。この同意とセットになった振興策はもうないということは、県と私との間でも共通認識としてありますし、きょうの新聞で見ましたら、きのうの県議会でもそのことは知事も申されております。これはもう経営分離に対する同意とセットという前提での話でしたから当然のことです。

今後は、これからは今回の三者案でいきますと、新幹線建設のしわ寄せはすべてこの沿線がかぶることになります、運行案が物すごく機能として低下するわけですから。この新幹線の光と影というふうに申し上げましたが、この影の部分がこの地域に現出をしてくるわけです。したがって、これによって県内の地域格差が生じないようにと、こういう本来の意味での、本来的な位置づけでの地域振興策を今後は県に要望していくと、こういうことになります。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時から再開をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4番議員光武学君。

○4番（光武 学君）

2回目の質問に入らせていただきます。

まず、最初の耕作放棄地の現状と対策ということで、私もセンサス以来の数字、175ヘクタールが追加している数字を聞いて、びっくりしております。まさかここまでふえているとは思ってもおりませんでした。そして、合計しますと、504ヘクタールぐらいになるわけですが、その対策として、先ほど牛の放牧を、今3カ所ぐらいで行っておるという答弁ありましたが、この牛の放牧については、1ヘクタールにつき、牛2頭ぐらいしか放牧をされないわけですね。そういうことで、大変な面積が要ります。そういう中で、畜産農家としては、まだこういう場所を探しておられますけど、なかなか農家個人でやはりこういう耕作放棄地を見つけるには難しいということで、そういうところのその仲介役といいますか、そういうことについては考えておられないか質問します。

○議長（橋爪 敏君）

答弁をお願いします。（「済みません、ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後1時1分 休憩

午後1時2分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

牛の放牧です。牛の放牧の実施をされているところは、効果がきめんということがはっきりいたしております。今、議員が申されました1ヘクタールの2頭、これは現地の状況とかで、現在実施していただいている方たちで4頭の方もいらっしゃいますし、一概に、それは地形とかで違ってくるといふふうに思います。大切なのは、やはり地域で受け入れられていただくかということがやはり課題でございますので、荒廃園対策事業、20年からいたしますけれども、その中におきまして、地域の受け入れを含めたことが可能であるのか、そういったことをやはり考慮に入れながら、この点についての研究についてはしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

この牛の放牧をいたしますと、その付近には今度は本当のイノシシが寄りつかないというお話も伺っておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それともう1つは、この耕作放棄地の中には大変道に不便なところ、道路に不便なところ、これも数多くあります。そういうところについては、ただ、毎年、ちょっと毎日、ミカンの作業に行く労力がないということで、そういうところについて、今、行っておられる海の森事業、そういうことにちょっと農地をそういうあれに変えるわけですので、ちょっと農地法的にどういふものなのか、組み入れることができないものなのか。もし、そういうことで組み入れることができたなら、年に2回か3回の草払いの感じでやっぱり耕作放棄地の予防ができると思いますので、その点どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

現在、海の森は国有林に、基準は75年ですか、分収造林契約ということでやっておるわけでございます。民地の植林へということになりますと、転用の手続が要りますし、御本人さんからの申請というふうなことにもなります。

そういうことで、ただ、議員が申されました耕作に不便な道路の条件が悪いというところでありましたら、隣接的な同意、そういったことに関しては得られるんじゃないかと思っておりますので、荒廃園の植林への転用、広葉樹、これにつきましても、荒廃園対策事業の中で、

いろんな問題点の整理をしていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

あと1つ、今、農協のほうではミカン価格の低迷、そしてまた、19年産の生産者米価につきましては、1俵当たり13千円を切る時代が来ております。そういう中で、この一農家に対して、1つの品目じゃとても生活をしていくことができない状態になってきております。そういう中で、ことしからやはり主要作物の中に、ほかにもう1品目ということで、ことしから運動に取り組む方向でおりますけど、そういうことであと1品目となったときには、恐らくもうほとんどが野菜と思うわけですね。それで、先ほどからも松尾議員、馬場議員、そして松本議員からも質問がありましたとおり、こういう野菜やら、その他いろいろな農作物を学校給食に使う等、連携はできないものかということで考えておりますけど、この学校給食に使うためには、年間のあれだけの子供たちの食糧ですので、やはりある程度のまとまった量がなければ、安心して契約もできないと思いますので、その辺をぜひ農協のほうとやっぱり担当部署のほうとで、これから協議をしていかれたほうが良いと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

答弁をお願いします。小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

関係農家とその辺も少し研究をしながらいきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

御質問の趣旨はよくわかります。これ荒廃園対策とも密接に絡んでくると思います。

実は、先日、ある広島のしょうちゅう会社からぽっと見えて、しょうちゅう芋の取引をしたいというふうな話がありまして、これが間もなくまとまろうとしているんです。だから、そういったことが一つのヒントとなって展開していくという方法もありましようし、先ほどの給食の問題もありましようし、やはり我々が、例えば、そこの土地柄といいますか、そういったところでも、野菜にしてもいろいろ形があるかと思えますけれども、そういったことを一つのアイデアとして広げていく必要があると思います。確かに、おっしゃった主要作物の中に、あと一つ何かをというふうなこと。これはただ、それがしょうちゅう芋なのかどうなのかは別といたしまして、やっぱり研究してみたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

次に、中山間地総合整備事業に関連してですけど、ほとんど先ほどの答弁でよかったわけですけど、まずこの優先順位の調整ですね、これに対してが、これからの一番の課題だと思いますけど、まず、考えてもらわなければいけないことが、まず207号線の拡張の折、もう3年ぐらい前になるかと思えますけど、音成地区の残土を、もうはっきり申しますけど、西塩屋地区と鮎越地区に、そこに残土処分という形で入れております。それが3年間、やはりその地区によってはそこからとれる米の代金を借地料という形で払ってきておられますので、大変ちょっと米もとれんところに、かなりの負担をされてきております。そういうことで、その辺も考慮に入れたところのやはり、もう現在、実際その2カ所からは、大雨のときは土砂の流出、そしてもう実際、災害も起きているような現状ですので、その辺も考慮に入れたところの調整をしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

先ほど、3月7日に関係者集まっていたいて説明をするというふうに松本議員にお答えをしたと思います。その中で、ある程度の考え方は農林事務所もお示しいただくと思います。

御質問の2カ所のことは、やはりほかの該当者の方もよくよく理解されていると思います。ですから、そこは農林のほうも基本に置いて、やはり急ぐべきだという形を出されると思いますので、おっしゃるようなことで、私どももそのように持っていきたいというふうに思っていますけれども、これ皆さんからの御意見を全部聞いてからの話になりますけれども、その認識はやはり共通認識としてあるというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

この優先順位についてもう1つ。これはもう答弁は要りません。この優先順位の中でもう1つ気になるところは、3年前に農協のミカン部会が極わせの淘汰品種ということで、3年前に市文、宮本を集荷をしないようになっております。そういうことで、その年に極わせを伐採した地域においては、もうそのままの状態でおられます。総合整備事業の区域内だからということで、ちょっともういつかこのまま待とうこうということで、そういうことで、3年間草刈りだけ管理をしている土地もありますので、もうそういうところに関しても、実際その年がやはり事業の予算がつくという計画で来ておられますので、苗木もやはり1年生を植えるよりか、3年生を植えたほうが早く収穫ができるということで、苗木の育成にも既に取り組んでおられます。その苗木の仮植えをしておくのも、もう仮植えの状態では限界に

も来ておりますので、そういうことも考慮に入れて調整には当たっていただきたいと思えます。これは要望、私の考え方を言っただけでございますので、答弁は要りません。

大きな2番目の生活環境の整備ということで、公共下水道の区域外のことを質問しましたが、これについては私のまだまだ勉強不足のところが多分にありますので、再度勉強をし直してから、次にまた再度質問をし直したいと思えます。

それで、2番目の危険箇所の実態と対応策ということで、先ほど総務課のほうからこういう答弁をいただいておりますけど、私が今から申しますのは、この単純なる危険箇所ではなく、私も過去4年間区長をしていて、4回申請を出してきておりました。その途中でも、やはり大雨のときはその裏の山が崩れたり何したりしてきたわけですね。そういうことで、市のほうに連絡をしましても、こんくらいぐらいのとはちょっと災害の対象にならんけん、我がたちで何とかしてくいろということしか、ちょっと返事をいただいておりますので、そこまではやっぱりできないものか、この関連としてどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

先ほど言われた箇所は、多分江福の箇所だと思います。うちのほうの担当も見にっておりますけれども、一応急傾斜地の崩壊防止事業につきましては、一定の採択基準というのがございます。例えば、高さが5メートル以上あらんばいかんとか、それから、家屋が5戸以上あらんばいかんというふうな、そういう採択基準がございまして、ここにつきましては、これに満たない場所でございます。そういったことで、ちょっと対応をしかねているという状況でございます。

この対応をどうするかということでございまして、やはり受益者の方の負担の問題とか、市の財政状況等々もいろんな問題があります。そういったものがありまして、今の制度上ではなかなか事業を起しにくいという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

この鹿島市全体の危険箇所、申請した危険箇所を見ておると、やはりがけ崩れに関しては能古見、古枝、七浦というように中山間地と呼ばれるところがほとんどですけど、これに関しては、今までも急傾斜地崩壊防止事業ですか、それにのっかって、本当に危ない、それに、条件にクリアするところはもうできてきております。ほとんど七浦地区でもその部分についてはもう完了の状態だと思います。ただ、その条件に外れたところですね、そこがここがしこ144カ所という数字が上がってきておると思いますが、この中には、単純な大雨の

ときの危険箇所というところばかりじゃないはずなんですよ。中には裏山の雑木が大きくなってかぶさってきたり、竹がかぶさってきたりということで、大変そういう点でも常日ごろ危険に見舞われているというところがあると思いますけど、そういうところについて、ああいう大規模な事業ではなく、もっと簡単にちょっと応急処置みたいな形でできると思いますけど、その辺の考えはないですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

この急傾斜地の崩壊防止事業というのは、法の趣旨からしまして、原則土地の所有者でありますとか、その管理者でありますとか、占有者の方が、そこを保全しなければならないというのが法の趣旨でございます。そういうことで、その中でも特に危険と認められる場所、今言いました基準も1つですけれども、そういったものの中で事業を起こされるわけです。それで、今のそれに満たない、採択基準に満たない箇所につきましては、やはり先ほど申し上げましたように、かなり数もございまして、なかなかちょっと手を、今現在は採択基準にのっとった事業をまずしていつているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

この採択基準に満たないところで、何と申しますか、これは、普通の家庭と言っていいかわかりませんが、そこに若い人がおられたり、そして重機あたりを自分で運転ができる方のおられるところについては、ちょっと言えば、裏山から水が来るのをちょっと上のほうに溝を切ったり、そして、ちょっと竹やぶとか、雑木の伐採とかをされておりますけど、この中にはお年寄りの世帯、体の不自由な世帯、そういうところがあられるわけです。そういうところについては、もう雑木も茂り放題、竹も生え放題というような形で、どうしても自分でできないという方がおられます。そういうところについて、何とかならないものかと思っておるところですけど、どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

そういった例が過去にもございましたけれども、なかなか個人の財産の部分とか、いろんな問題がございまして、できれば、国にお願いしたりして解決した例がございまして、まず、区のほうで取り組んでいただければと思います。申しわけございません。

○議長（橋爪 敏君）

4番光武学君。

○4番（光武 学君）

以上で、質問することすべて終了するわけでございますけど、今まで幾らか要望じみたことも申ししてきましたので、その辺についてはぜひとも御検討をお願いしておきたいと思います。

最後に、鹿島のこれからの発展のため、残された期間、市長にはこれまで同様、全力を注いでもらうことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で4番議員の質問を終わります。

次に、15番議員中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

15番中村雄一郎でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、質問いたしますのは大きく4点、歴史まちづくり法案について、観光戦略プランとツーリズム活動について、鹿島市消防団について、教育問題ということで、4点を質問させていただきます。

まず、第1点目、歴史まちづくり法案『歴史的風致の維持及び向上に関する法律』についてということで質問をいたしますけれども、歴史的風致、風致という言葉は余り聞きなれない言葉でございますが、この意味は「自然の風景などの趣」というふうに辞書には書いてございます。その歴史的風致の維持及び向上に関する法律が現在検討をなされております。

市長は平成20年度の施政方針の中で、定住促進の柱として、旭工業株式会社を初めとする企業誘致と、乳幼児医療費の就学前までの全額助成。そして、交流人口の活用の面では、肥前浜宿の歴史的まちなみ保存活用事業を上げておられます。肥前浜宿は、平成18年7月に国の重要伝統的建造物の保存地区に選定されて以来、選定記念シンポジウムや全国カヤぶき協議会大会、第1回九州まちなみゼミの開催、あわせて観光酒蔵の開設など、19年度、本年度は来訪者が約3万人に達する見込みであります。

とりわけ2月11日、祭日でございましたけれども、観光バス10台、450名のツアーが北九州、福岡方面からあり、まちを挙げての歓迎となりましたが、そのときに指摘をされたのは、駐車場とトイレについてでした。今や、観光客の増加に施設整備が追いつかない現状です。

市長は、演告の中では「住民との連携により「やすらぎと潤いのある美しいまちづくり」を目指し、貴重な歴史的文化遺産として将来に残す」という方針を掲げられておられます。鹿島市には、至るところにすばらしい自然と、歴史、文化があります。先日、鹿島市議会で横尾市長が講演をしていただきましたけれども、そのときの話ですけれども、ヨーロッパの小さなまち、ヨーロッパは一つ一つの自治体が非常にしっかりしているという話の中から、その小さなまちの首長の使命は、豊かな自然とすばらしい景観を残すことだというような話

もありました。

我が日本は、どこで行っても同じ、まちの顔が見えない、金太郎あめ式のまちづくりで、ヨーロッパとは全然違うわけですけれども、これからは何でも新たに作るという発想からは切りかえなければいけないと思っております。

これからのまちづくりは、まさに歴史的文化遺産をどうするのかということだと考えます。国においては、従来は文化財や伝統的建造物群は古都保存法や文化財保護法のもと、文化庁の所管でした。しかし、今日、全国的に町中の歴史的建物が失われていく中で、縦割り行政だけでは対応できない問題が多発してまいりました。その1つが、前回私が質問いたしました景観法でもあるわけですけれども、新たに文化財行政の文化庁、まちづくり行政の国土交通省、また、農林水産省が手を結び、歴史的まちづくりを支援しようという仕組みが創設されようとしております。それが歴史まちづくり法案、歴史的風致の維持及び向上に関する法律であります。1月29日に閣議決定をされたもので、歴史的風致とは、歴史的価値の高い神社、寺院、城跡等の国民共有の文化的資産と、地域の歴史、文化を反映しつつ営まれる人々の活動が一体となって形成される良好な地域の環境と定義をされています。

この情報を肥前浜宿を初め、鹿島市のまちづくりに大いに役立つということで、ある国会議員の先生からもいただきました。

2点お尋ねをいたしますけれども、市の取り組みについてお尋ねをいたします。

まず、この新しい制度に関する情報を市長初め担当課では入手をされているのでしょうか。もし、入手されているのであれば、何らかの検討を始められているかどうかをお尋ねいたします。また、鹿島市においては景観法に関して着手をされておりませんが、もし、この制度に手を挙げるとしたら、その景観法も必須条件となるのではないかと考えられます。あわせて所見をお願いいたします。

2点目は、この新しい法律に鹿島市として取り組んだ場合、何ができるのかをお尋ねしたいと思います。

従来は、文化財保護法、景観法、都市計画法、それぞれの法律に従ってまちづくりが進められてきました。現実に浜宿でも文化庁の重伝建事業と国土交通省のまちなみ環境整備事業の二本立てで進められております。

新しい法律の概要版の解釈では、重伝建地区では指定物件以外の建造物の復元や再生、住宅地規制のままで歴史的建物を飲食店や工房等に活用できることや、まちなみ環境整備事業と重複いたしますけれども、電線の地中化や駐車場の整備へのまちづくり交付金制度等があるようですが、鹿島市として、もしこの法律に取り組んだ場合、どのようなことができると思われるのかお伺いをいたしたいと思っております。

次に、大きな2点目で観光戦略プランとツーリズム活動についてお尋ねをいたします。

新年度予算の中で、商工観光費の中に観光戦略プラン、観光サイン計画策定事業に3,000

千円の予算案がございます。私は、観光は総合型産業として、観光の底上げこそが鹿島市の活性化には必要だと指摘をしてまいりました。今日までも、多くの議員の皆さん方からも、また市民の方々からも祐徳稲荷神社への二百七、八十万人の参拝客、この参拝客にいかにか鹿島市を回遊していただくのかということが問われてきました。中木庭ダム、干潟公園、浜宿のトライアングル構想も名ばかりで、普明寺や蓮厳院、旭ヶ丘公園や武家屋敷、また中心市街地の発酵文化とどのように結びつけるかということ。その観光基本計画の策定をと訴えてきましたけれども、やっと今回予算づけがなされ、厳しい財政の中でも積極的に取り組む姿勢を示しておられます。そこで、この観光戦略プランの概要、どのような進め方をされるのかをまずお尋ねいたします。

次に、ツーリズムに関してですけれども、これも農林水産省の新しい事業で、農山漁村地域力発掘支援モデル事業というのがございます。農林水産省の補助事業の新メニューとして、地域力、地域資源と人材を発掘し、農山漁村を活性化するための事業で、具体的には伝統的祭りの復活や伝承芸能の保全、古民家の改装による宿泊の受け入れ、農林水産物を活用した体験活動、水田景観や棚田景観の保全に対して、初年度3,000千円、2年目から2,000千円の4カ年、計5カ年にわたって全額補助の制度があります。本市では、交流人口増加対策として、グリーン、ブルーツーリズム事業に取り組むための新年度の予算を組まれております。中木庭ダム周辺や七浦、浜、古枝などをリンクさせれば、大いに取り組める事業ではないかと思っております。事業主体は、市、NPO、地域住民、企業などでつくる地域協議会となっておりますが、市が入るのが必須の条件となっております。このことに関して、情報は既に入手されていると思いますので、考え方をお尋ねいたします。

次に、消防団についてお尋ねをいたします。

消防団については、全国的に減少傾向にあることが指摘されています。減少の原因としては、消防団に関する考え方と社会情勢の変化など、いろいろ考えられますが、人口減少による若者の減もあります。

団員数の減少を問題視しない意見もありますけれども、災害時において、消防団は消防本部とともに、災害対応に当たることになり、また、火災時は大量のホースを延長する場合や、人海戦術が必要な場合、消防団なくしては活動は困難であります。そのため、消防団員数の維持が図られているわけですけれども、その定数に関してどのような基準が定められているのか説明を受けたことはございません。

私はちょうど12年前、平成7年の9月議会にこのことを一度質問をいたしております。そのときの私の質問の内容は、常備消防がなかった時代、また、十分な装備がなかった昭和40年代前半——前半とそれ以前ですね。そのときの定数782名と現在の定数が変わっていないということを12年前に一度指摘をいたしました。私が消防団に入っているときには消防車はございませんでしたので、リヤカーを引いて現場へ走っていたその当時の定数のままです。

それ以降、それぞれの分団において、各部においても消防自動車を整備をされ、機械化がなされておりますけれども、定数に関しては昔のままでございますので、この消防団の定数がどういう基準で定められているのか。例えば、人口要件とか面積要件等があるのかどうか。また、現在782人の定数に関しての充足率をお尋ねしたいと思います。

消防団員は、地域においては消防、防災活動のみならず、地域コミュニティーの中心的な存在として活躍をしてもらっております。そのような存在であるにもかかわらず、なぜ入団者が少ないのか。このことに関しては、各分団に任せるだけではなく、地区を挙げて組織づくりに努めなければいけないと思っております。

浜町の例ですけれども、ある部落では地域の理解が得られないため、全団員が一時的に消防団をやめて活動が停止をしたり、また、入団勧誘や部内での団員割り振りに関してトラブルもありました。消防団の地域における存在に感謝の気持ちがあるのであれば、もう少し地域全体で支援をする体制づくりをやるべきではないかと思っております。市内各地区の現状がいかなものかをお尋ねいたしたいと思います。

最後に教育行政について、鹿島市の人材育成についてということでお尋ねをいたしますけれども、主には学力のことでお尋ねをしたいと思います。

国立大学の前期試験が終わり、これからは高校受験が始まります。受験生はもちろんですが、保護者も憂うつなときを過ごさなければなりません。合格、不合格に一喜一憂するわけですが、本年度鹿島高校は3年ぶりに1学級減となっております。その影響が出たのか、先日の新聞発表では、鹿島高校、また実業高校ともに定員割れの状況になっているようです。

鹿島高校普通科が160名の定数に対して148名、理数科が24名に対して16名。鹿島実業に関しては、ほぼ定員を満たしておりますけれども、生活経営科が3名足りない状況です。この数字を教育委員会として教育長はどのように分析をされているのでしょうか。

地元の高校を卒業することは、私たちの経験から言いますと、ふるさとを思う心の育成には一番だと思っております。とりわけ、今年度の定数割れに関しては、市内の東部、西部両中学校の生徒の受験率が非常に少ないというお話も聞いております。ちなみに、ことし鹿島高校を卒業した生徒、このときは、今年度と同じ定数が200名でしたけれども、西部中学校66名、東部中学校31名で全体の半数が市内の生徒でした。致遠館高校や武雄高校などの中高一貫校への流出、あるいは運動能力が高く、特待生として市外、県外へ行く生徒も多いと聞きますが、その実態についてお尋ねをして1回目の質問といたします。

○議長（橋爪 敏君）

坂本建設環境部長。

○建設環境部長（坂本博昭君）

15番中村雄一郎議員の質問にお答えをいたします。

1番目の歴史まちづくり法案、これは正式には地域における歴史的風致の維持及び向上に

関する法律となっているようでございますけれども、この法案は、文部科学省、国土交通省、農林水産省、この3省が共同で基本方針の策定がなされまして、ことしの1月29日に閣議決定をされております。

この法案の趣旨でございますけれども、文化財行政とまちづくり行政の共同により、文化財を中心として形成される歴史的風致を生かしたまちづくりを推進すると。そして、国が地域の取り組みを積極的に支援することにより、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致を次世代への継承を図るということになっております。

具体的には、歴史的風致維持向上計画を市町村が策定の上に、国へ申請をいたしまして、そして国としての基本方針に基づき、各3省の主務大臣が計画を認定するというものでございます。

そこで、この法案が景観法とどうリンクするかということですが、現在のところ、まだ検証はしておりませんが、来年度、平成20年度には庁内の課題研究チームとして鹿島市の将来のまちづくりということを、これ課題ですけれども、こういうテーマにした研究会を立ち上げまして、その中で景観法やこの歴史まちづくり法案が鹿島市のまちづくりに有効なのか、そういうことの勉強も含めまして、研究をしていきたいと考えております。

次に、2番目の具体的にこの法律で何ができるかということの御質問ですが、議員が言われますように、現在当市では肥前浜宿のまちづくりでは、文化庁の重伝建事業と国土交通省のまちなみ環境整備事業の二本立てで事業を進めております。この法律につきましては、先ほど申しました庁内の研究会の中で、その辺も含めまして何ができるか、どうかということについては研究したいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

15番議員の質問の2項目めの質問にお答えをいたします。

観光戦略プラン及びツーリズム活動推進の中のまず1項目めでございますけれども、基本コンセプトと進め方でございます。これにつきましては、目的といたしまして鹿島市の誇るすぐれた観光資源や、観光素材の魅力を最大限に生かし、目指すべき新しい観光戦略の方向を示すためにプランを策定いたすものでございます。

鹿島市内の観光関係者がトライアングル構想、これは海、山、市街地を結ぶものでございますけれども、観光構想のもとに一堂に会し、お互いの情報交換や連携をとりながら、鹿島市全体の観光振興について具体的にプランを練り、実行をいたすものでございます。

事業内容でございますけれども、鹿島市観光地の問題点、課題などの把握、検討を行う。相互の観光施設とかイベントなどのPRの協力。それから、共同、共催イベント等の開催等

についていろいろなことで研究、検討を行うものでございます。

計画でございますけれども、1年間の観光戦略プラン会議で基本理念、基本戦略、基本施策を打ち出し、今後5年間の目標期間として具体的な施策を明示いたすものでございます。メンバーでございますけれども、市民の方、それから観光関係団体、これは観光協会や事業者等が組織する団体の方、それから観光事業者、これは旅館、飲食店、商店街等の方、それと行政等で組織をいたす予定でございます。

それから、2項目めの新事業への取り組みでございますけれども、この事業名は先ほどおっしゃいましたように、農山漁村地域力発掘支援モデル事業ということでございます。これの具体的内容は、農山漁村の活性化を目的としたものであって、具体的には伝統文化の保全や復活等の事業、それから、地域固有の景観づくりに向けた事業、それから、地域資源を活用に起こした村おこし運動でございます。事業主体は民間を主体とした地域協議会でございますけど、大変魅力のある事業かと思っております。こういうふうな事業を活用することにより、ツーリズムの促進や地域おこしへとつながっていけばと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

消防団について、お答えをいたします。

まず、鹿島市の消防団の現在の定数ですけれども、定数は782名となっております。それで、現在、団員数が773名ということで、充足率が98.8%というふうになっております。そして、この定数の基準ですけれども、この基準につきましては、これを絶対的に充足しなければならないというふうな特別な拘束力はないんですけれども、一定の基準の考え方としては、消防団の管理する動力ポンプの台数に一定の単位数を掛けるというふうなことで、この数が消防の小型動力ポンプが48台市内にありますので、1台につき4名が必要だということで、これでは192名になります。

それとあと可住地域ですね、住むことが可能な面積がございますけれども、これが鹿島市内で40.55平方キロメートルですが、これを消防団員が1人で避難誘導できる面積が0.06平方キロメートルというふうになっておりますけれども、これにある一定の係数を掛ければ、743名というふうな数が出てきます。これからいくと、935名が定員といいますかね、そういうふうなことでなっております。

続きまして、消防団の勧誘についてでありますけれども、市内各地区の現状はということですが、はっきり申しまして、これは特に決まった勧誘のやり方というのはないようでありまして、区長さんと一緒にされているところもあれば、ほとんどが消防団員の方がみずから自分たちで勧誘されているというふうなところが多いような気がいたしております。

ます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、中村議員の教育行政についての御質問の中で、具体的な数値等の実態のお尋ねがっておりますので、そちらのほうを答弁したいと思います。

まず、鹿島高校、実高も含めてでありますけれども、鹿島高校の定員割れということで御指摘であります。確かに、新聞の報道では全体的には20名の定数割れを起こしているという報道がっております。じゃあそれが市内東部、西部中の生徒が少ないという話も聞いているという御質問でございますけれども、3年前の鹿島高校を卒業した生徒の西部中と東部中の生徒数をおっしゃっていただきましたが、そのときが97名ということであります。これ定数200名であります。ことしの19年度の志願者の西部中、東部中合わせた数というのが93名志願をいたしております。これは、全中学校の生徒数、卒業生に占めます割合といたしましては24.4%になっております。これが、先ほど議員御指摘の3年前の卒業生の割合といたしますと、そのとき24.8%でありますので、ほぼ割合的にも人数的にも変わらない進学状況になっているという状況であります。

それから、中高一貫校への流出とか、それから、運動能力の高い特待生での市外、県外への流出ということでの御質問でございますので、お答えいたしたいと思いますが、まず、中高一貫校への進学状況でございます。これは、小学校からもう中高一貫に進学された人数ということで御理解いただきたいと思いますが、まず、平成16年度では7名、平成17年度で1人、平成18年度は6人という状況でございます。

それから、県外の高校への進学状況ということでの御尋ねでございましたので申し上げますが、これも平成16年度では1人、平成17年度で2人、平成18年度で2人という状況であります。

次に、市外の高校などへのスポーツ特待生のお尋ねがっております。ただ、これは数字をまず申し上げますが、平成16年度では6人、平成17年度で6人、平成18年度4人という数字であります。ただ、このデータは県内の県立高校の運動部推進、指定校推薦者のみの数字であります。これ以外に例えば、佐賀商業の野球部とかは、こういう高校の運動部推薦枠がございません。ただ、聞きますところによると、一般の推薦入試で佐商の野球部に行っているとか、佐商の柔道部に行っているとか、そういうことはあっております。

それから、私立高校への進学、スポーツでの進学、このあたりはもうちょっと学校現場では統計データがございません。そういうことで、今申し上げました数字は若干低目に出ていると、これ以上に市外へのスポーツなどでの進学状況というのは物すごく高いものではない

かと考えております。

いずれにしても、高校への進学の状態というのは少子化の問題とあわせて、いろいろ多様化しているという状況だと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

高校の定員割れについてどう受けとめているかということと、進学実態についての見解はどうかという、2点であったかと思えます。

数字的には今のような状況でありますけれども、ここ数年、特に鹿島高校において、そういう傾向が続いていることについては、決して傍観者ではなくて、正直気がかりな面があります。その要因がどこにあるのか、学力面なのか、あるいは将来の職業観なのか、あるいはそれぞれの家庭の事情によるものなのかどうか。また一方では、高校側からのPR不足なのか。さらには、その推薦入試とか、あるいは特技を有する生徒を積極的に求める今のように高校があるわけですね。そのようないろいろなことが考えられるところかと思えます。

そこで、私どもの使命としては、あくまでも高等学校に送り出す側でありますので、行きたいところに行ける学力をつけてやる。あるいは興味や関心等を伸ばしてやる。さらには、将来へビジョンを持った進路選択ができる能力を培っていくと、こういったものが絶対要件として求められるわけでありまして。

もともとこの地区というのが、県立高校の定員枠に対して、もう御存じのとおり、比較的恵まれた環境にあります。市内の中学校の卒業生そのものの推移を見てみますと、5年前と比べて約100名減っております。10年前と比べますと、約400名減少しているという実態があるんですね。そのことによって、特にその管内の高校への影響が大きいという、これは物理的にそういう実態があることは否めないというふうに思います。例えば、鹿島高校の場合、西部中あるいは東部中の出身者で見ますと、ことしは先ほど議員御指摘のとおり、確かに約50%ぐらいの卒業生であったと思えますけれども、昨年が46%、来年ちょっと落ちますけれども、それ以降また46%ぐらいで推移をしていく見込みであります。つまり、これまでおおむね四十六、七%ぐらいの両校からの入学者の率であったわけでありまして、したがって、西部中、東部中からの志願割合というものは、ほぼ平均的になっているというふうにとらえておりますし、それでも定員割れとなっている要因としては、ほかの中学校からの減というのも、これかなり影響しているというふうにとらえております。しかし、そうは申しながらも、やはり市内からさらに多くの志願がなされるような働きかけというのは、今後ともやっていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

それでは、2回目の質問をしてまいります。

歴史まちづくり法案、歴史的風致の維持及び向上に関する法律に関してでございますけれども、先ほど部長のほうから御答弁をいただいた中で、平成20年度に市職員による鹿島市の将来のまちづくりに対するプロジェクト、研究会を立ち上げて、今後景観法やそのまちづくり法案、鹿島市にとってどうなのかということを検証していきたいというようなお話があったわけですが、やはり冒頭にも申しましたが、市長も常に言われているやすらぎと潤いのあるまちづくりを基本にしていけば、かなり有効ではないかというふうに、私もすべてを理解しているわけではございませんが、思われます。

鹿島市としては、福岡など都市圏との違いをいかに明確にしていくのか。それが都市との交流ということにつながってくるんじゃないかということが大きなポイントになると思いますけれども、具体的にこのプロジェクトがどのような流れになっていくのか。まだ立ち上がっていませんので、正式に決まっていなかわかりませんが、スケジュールとか、どういう職員の方々や、どういう課が加わって、このプロジェクトを進めていかれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、研究会の構成はどういうふうな形になるのかということと、スケジュール的なことはどうかという御質問だと思いますけれども、まず、構成につきましては、市の職員でこういうふうな歴史的な景観のまちづくり等に興味のある職員の公募、それと、先ほど来ありますように、3つの省にまたがっております。ですから、具体的な課はおのずと決まってくると思いますけれども、関係課の担当職員で構成されるというふうに思っております。農水省の関係では農林水産課、文部科学省の関係では生涯学習課、それから、国土交通省にしましては都市建設課、まちなみ活性課がいたすかどうかは私もちょっとわかりませんが、そこは幾らか関係するんじゃないかというふうに思います。スケジュール等につきましては、まず、研究会のほうで法案の具体的な内容等を精査しまして、その後、具体的なスケジュール等の組み方も、その研究会の中で決定していきたいというふうに考えられると思います。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

この歴史まちづくり法案自体の中身を、もう少し私も、中身がわからなくては質問できないので、検証をしてみましたけれども、市が基本計画を策定して、基本方針を決めていきながら、重点的にどの地域をそういう地域にしていくのかという指定をしていくようになっていきます。現在の鹿島市の歴史的景観審議会の考え方というのは、全市的に網をかぶせてありますけれども、主には肥前浜宿を中心にやられているわけですが、この法案自体に取り組んだ場合、例えば、旭ヶ丘公園のエリア、ここには赤門や大手門、それから、城跡等がいろいろ、武家屋敷とかあるわけですが、このエリアですね。また、1つには古墳群や神社、仏閣を中心とした地域ということで考えますと、祐徳稲荷神社を中心とした普明寺や誕生院、蓮厳院などのエリア。また、伝統的集落を中心としたエリアというものをつくるとすれば、カヤぶき屋根群の重ノ木地区とか、能古見のほうにもあると思いますけれども、そういうような地区の選定をすれば、これらの地域もこの法律の中で整備が可能になるのではないかと、いうふうに考えられるわけですが、今わかっている段階で結構ですから、鹿島市がもしこの法案に関して取り組むとしたら、どういうことができるのか、わかっている範囲で御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

先ほどいろいろ鹿島の中の歴史的景観あるいは文化的景観があるということで、どういうものが該当するかという御質問だと思いますけれども、メニューはいろいろ考えられております。ところが、具体的内容についてはこれからという部分が大部分でございます。したがって、例に挙げられましたいろんな旭ヶ丘公園とか武家屋敷、あるいはそういういろんな、例えば、犬王袋地区のカヤぶき群ですね。こういうのも文化庁とか専門家から見れば、非常に残さなければいけない遺産だというふうな指摘を受けておりますけれども、実際、こういうものができるかどうかを含めまして、今後研究をしたいと思っております。

しかしながら、検証をしたから必ずしもこれが全体取り組めるかといいますと、今後住民の合意形成、あるいは財政的な問題等ありますので、研究会の中ではそこらも含めて検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

まだ全然正式な法律として成案になっていませんけれども、恐らく閣議決定されておりますので、正式法案になると思いますが、今の御答弁の中で、検証イコール実施ではないと、これはわかります。当然、財政的な裏づけもなければできないわけですので、わかりますけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思っております。

現実的な問題として、この法律自体が浜の重伝建のエリアにも適用がされるわけですが、今、重伝建のエリアで建築基準法の問題で、一般の住宅を飲食店とか工房とか、そういう店舗にするためには、今、かなりいろんな制約があるということ。あるいはこれは課長自身が行き組んでおられますけれども、準防火の対策に関しても、都市計画法上もこの法律でいくと、少しいろんな緩和条件があるというようなこともあるようですので、現在やっている事業自体にも必ずプラスになるんじゃないかというふうに思っておりますので、前向きに行き組んでいただきたいと思います。

それから、もう1つは、従来政教分離の立場からなかなか手をつけられなかった建物というものもあるわけですね。普明寺はしかりでございますけれども、それと、赤門も完成してから築造200年という記念を本年度迎えるそうですが、赤門や大手門も非常に傷みが激しいということで、数年後には修復をしなければいけないんじゃないかというふうに言われておりますけれども、もしこの法律に行き組めば、幾らかの補助、まちづくり交付金50%の補助じゃないかというふうに聞いておりますが、そういうことも踏まえて、前向きな行き組みをお願いしたいと思います。

それと、それらの前提となるのが景観法だということを申してきましたけれども、これに関しても勉強会なんかで行き組むというふうに言っていたいただきましたので、これに関する答弁は結構でございます。

次に、農山漁村地域力発掘支援モデル事業についてお尋ねをいたしますが、鹿島市の観光戦略プランを練る中で、ブルーツーリズムあるいはグリーンツーリズムというものも大きなウエートを占めてくるのではないかと思いますけれども、そのような観点からもぜひ行き組んでいただきたいと思います。先ほどは観光戦略プランに関して進め方等を説明していただきながら、前向きな御答弁をいただいておりますけれども、これ山本部長にお尋ねしたいと思っておりますが、ぜひ、この事業に手を挙げていただいて、民間と一緒にやっていくわけですが、市が今後やろうとされているツーリズムの問題に関して、ここと一緒にやっていったほうがより効果的な事業ができるんじゃないかと思っておりますけれども、所見をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

今おっしゃったのは、まちなみのほうに質問があった新しい法律とリンクされていきなさいということじゃなくて、農山漁村のあの事業と観光戦略プランとあわせてということですね。

農山漁村のこのモデル事業、これはもう既に手を挙げております。というのは、今の段階は要望するところはないかという段階なんです。要望するところが何か所かもう決まってい

と思いますけれども、締め切りが過ぎておりますので。そのとき、当市もすぐ手を挙げました。3月17日にそういった要望をされたところの団体を集めて説明会をするというふうなことです。ただ、非常に人気がある事業なのでということで、かなり競争率が高いようでございます。実は、農政局のほうからもぜひ手を挙げてみらんかというふうな御指導までいただいておりますので、御質問のように、この事業は手を挙げて、そして採択されるように一生懸命いろんなことを考えて申請をしてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ぜひ、そのような形で努力をしていただきたいと思います。

それから、次に市長に対して観光のことで少しお尋ねをしたいと思いますが、市長は観光の位置づけに関して、以前私と個人的に話すときに、観光の位置づけをもう少し確固としたものにしていかなきゃならないというような考え方を示されましたけれども、まず、そのことについて、市長が観光というものを、今後の鹿島市の振興の中でどのようにとらえていらっしゃるのか。そういう形で位置づけるのであれば、当然予算的にも、あるいは人員の問題でも十分に確保しながら、今後交流人口増を目指していかなきゃならないというふうに解釈するわけですが、そのことに対して市長の所見を求めたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

えらいいきなり漠とした御質問のように感じますが、元来、以前から申し上げておりますように、観光というのは読んで字のごとく、光を見ると。つまり、その地域の光り輝くものを見に来ていただくと、こういうことだろうと思うんですね。まだ光っていないものもありますし、我々が、地域側から言えば。今から掘り起こして、そういう光を磨いて、磨くことによって光る物にしていくと、こういう私たちの努力、そしてまた、そういうものに魅力を感じて、来ていただくことによって、その交流人口というとらえ方をして、そして、鹿島市のいわば利益に結びつけていくと、こういうことで考えております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

もう少し突っ込んだ形で御答弁いただきましたかったんですが、ちゃんと市長にこういうことを聞きますよということで通告は直接しておりませんでしたので、また次回に回したいと思います。

次に、3点目の消防団のことで質問をしてまいりますけれども、先ほど消防団の定数782

名の根拠を後づけで——私は後づけだと思いますが、これは動力ポンプがある前から、この782名というのは決まっておりましたので、何らかの形で国のほうの基準があるんじゃないかと思いますが、明確なものはないようですので、先ほど北御門総務課長のほうからは面積要件、あるいは動力ポンプの数に人数4名を掛けてということで、その辺が根拠になって782名というものが割り出されたというふうに御答弁いただいておりますけれども、この分団ごとの振り分けというのは、確かに面積が広いところ、能古見、七浦地区というのは非常に多いですね。

現在、北鹿島が82名、それから能古見が220名、鹿島70名、古枝110名、七浦199名、浜が81名ということで、そういう分団ごとの割り振りがあるわけですが、この定数の割り振りというのは、かなり以前からこういう形で来ていると思いますけれども、その割り振りがなされた基準というものが何かあったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

定数の人口割云々、先ほど申しましたのは、消防庁の整備力指針というのが平成十二、三年ぐらいに出されておまして、それに基づいた定数というか、消防団員の適正な数が鹿島市で九百何名というふうな形になっているというふうなことになります。

各分団ごとの定数ですけども、その基準はということですが、今議員おっしゃいましたように、少ないところで鹿島の70名、多いところで七浦の199名というふうになっております。これはなぜこのようになっているかというのは、特に基準はございません。各地区の地域性などを考慮しながら、消防団の中でこれまで検討されてきたことが結果としてこのような形ですとなされているものというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

この振り分けに関しては、かなり歴史あるものでしょうから、一概には言えないと思います。ただ、我々素人でわかるのは、面積の大きい地区は、能古見、七浦、古枝に関してはそれなりの人数がおられて、町部に関しては少ない人数の方で従事をしていただいているということで、特に能古見、七浦、古枝分団に関しては消防団、団員を確保するのに、なおさら大変だろうというふうには感じるわけでございますけれども、消防団というのは、1回目も言いましたけれども、地域の中で非常に大きな役割を持っておられますので、喜んで消防団に入っただけであれば問題ないわけですが、なかなか最近では入っただけでないというふうなこともあるようです。

もう少し条例に関してお尋ねをしてまいりたいと思いますけれども、定数を満たすために

消防団条例の第5条の4に、長期にわたり居住地を離れる者を入団させたりしたケースがないのかどうかですね。過去の例として、どうしても定数をそろえることができないので、こっちにおらんでもよかさというような形で、名前だけというようなこともちょっと耳にしたようなこともあります。そういう例がないのかどうか。また、役付を1回経験をした方が、消防団員が結局足りないから、もう一回平団員に戻って残っていたりするケースがないのかどうか。これは各分団に聞かないとわからない問題かも知れませんが、もし把握をされていたらお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

条例の第5条の第4項というのは、六月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者については団員とみなさないというふうなことの規定になっております。この住所要件につきましては、昨年と一昨年でチェックをいたしまして、現在はいらっしゃらないというふうに我々は思っております。

それと、役付経験者の方が一般部員で残ったりしているケースがあるのではというふうなことですけれども、こういう方もいらっしゃるといふふうに思っております。

ただし、人数については、ちょっと過去の一人一人の経歴等をチェックしなければなりませんので、何名ということはこちらでは今把握はいたしておりません。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

それと、条例の第4条の2項に、年齢18歳以上45歳未満の者を団長が任命するとありますかね。団長以外の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命するということで、居住条件のほかに年齢要件がございます。年齢18歳以上45歳未満の者、役職者に関してはその限りでないと、適用しないというようなことになっておりますけれども、現実はいかがですか。そういう例がありますか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

この条例の第4条の2項の年齢18歳以上45歳未満の者が任用というふうな云々がありますけれども、これにつきましては、新入団員として入団される年齢が45歳未満というふうな解釈で我々はおります。それで、現在はこのとおりに運用をいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

今、新入団員として入団する場合の規定だというふうに言われたわけですが、私はこの条例を見たときに、そういうふうには解釈しなかったものですから今お尋ねをしたわけですが、現実には新入団員は恐らく45歳以上で入られる方はいらっしゃると思いますが、現実の消防団員としては役職じゃなくても45歳を過ぎた方々もいらっしゃるようです。何でもこういうことを私は言っているかといいますと、本当は地域の若い人たちは全部消防団に入ってほしいわけですよ。ところが、なかなか入っていただけないという中で、入った方々が非常に苦勞をされているということがありますので、このような質問をしておりますので、御了解いただきたいと思いますが。

それで、分団内の各部のそれぞれの定数、各部の振り分けというのも、これは全く鹿島市の条例には書いてございませんので、それぞれの分団の定数をそれぞれの分団のいろんな取り決め方で決めていらっしゃるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

議員おっしゃいましたように、各分団ごとの定数は条例で定めておりますけれども、各部の定数は特には定めておりませんので、それぞれの分団ごとで各部の定数は定めていただいております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ということは、消防団の各部においては、それぞれの自治があるということで解釈をしたいと思います。

ということは、各部における配分ですね。今度は各部においてもいろんな地区、部落の配分があるわけですが、この配分に関しても、あくまでも地元だということで解釈をしたいと思いますが、問題はここなんです。以前、大部落だった。現在は小部落になっている地区が特に町部ではあります。以前は自営業者が非常に多かった状態の中で、そのために大部落だったわけですが、現在は小部落になった。鹿島でいえば新町とか中心街、浜でいえば中町とか庄金とか八宿とか町部の部落ですね。当時は、そういう自営業の多かった方々に、物すごく人数の振り分けというのをされていたわけですね。ただ、現在は逆転しましたけれども、その人数の振り分け自体は原則的にそれぞれの地区に残っているんですよ。私が言いたいのは、各分団の自治があると思いますが、その辺のところに関して、区長さんも含めた形で、区長が関与されている部落もあると言われましたが、区長も含めた形で、区としてもある程度の相談に乗っていただいて指導をしていただけないか。それが原因

で大げんかがあったこともあります。はっきり言ってそういうこともありました。ですから、なかなかそれぞれの地区だけでは決められない問題がありますので、地域単位の中で話をする中で、やはり市としても少し関与をしていただけないかということが今回の本旨なんですけれども、その件に関していかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

それぞれの各部の配分については、今議員もおっしゃいましたように、その所属の部落等で話し合いをしていただいて決めていただくようになっていると思いますけれども、実際問題として、その定数の配分の云々についていろいろと御意見をお聞きしていることがあります。それで、今消防団のほうでもそのような問題があるというふうなことは認識をさせていただいておるようです。それで、消防団内部でも今検討をされて、これからいつぐらいに結論を出していただくのかわかりませんが、今議論をされているところです。それで、もしそのようなことで、ここはこういうふうな形で各部の定員の配分を変更したいというふうなことであれば、各区長さん等にも当然お願いをされて、議論をしていただくものというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

なかなか当事者同士で決まらない問題があるものですから、こうやって何とか協力してほしいということを御相談しているわけですが、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に消防の問題で、昨日、福井議員の質問の中で、自主防災組織というお話がございました。七浦地区、あるいは中牟田、馬渡、世間あたりが自主防災組織をつくっていらっしゃるというような話もあったわけですが、やはり消防に関しては、消防団任せじゃなくて、地域が一体となって守っていく姿勢はどうしても必要だということを私も認識をいたしております。

OB消防団の活用ということも以前もどなたかから御意見があったようですけれども、この消防団員の減少傾向、あるいは意識の低下に関して、これを再構築するために、佐賀県内では佐賀、武雄、多久市が消防団OBによる地域ボランティア消防団を、これは組織的に市と一緒に立ち上げていらっしゃる例もあるようですけれども、鹿島市の方針としては昨日は自主防災組織をつくってというようなお話でしたけれども、市としてOB消防団を組織化するという考えはないのかどうか、その辺に関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

この問題については、きのうもお答えをし、今後の地域の安全・安心を守るための一つの大きな課題だというふうに思っております。それで、今後お願いをしていきたいというのは、鹿島市といたしましては、自主防災組織をできるだけ多く設立をしていただいで、その中で消防団OBの方についても、これまでの経験を生かしていただいで、活動をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

自主防災組織、モデルは二、三あるようですけれども、まだまだその辺の意識的なものが盛り上がっておりませんので、ぜひ市のほうでもそういう組織づくりに関して強力的に進めていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

最後に教育問題についてでございますけれども、先ほど数字を出していただきながら、地元の鹿島高校、鹿島実業高校への入学者の推移を出していただきました。今年度、平成19年度の卒業生で、両校を志望されている方々、ほぼ率的に言うと変わらないというような御見解であったんじゃないかと思っておりますけれども、データをずっと見ていると、いわゆる定数が変わるとき、ふえる段階、今回は1クラス減るわけですけれども、そのときに少し数字の変動が出ているような、このいただいたデータを見ていると、そういう気がいたします。

平成17年度、定数が1クラス鹿島高校ふえたときの率はぐんと下がっていますよね、いただいたデータの中で見ますと。定数に対する両校へ行った鹿島市内の生徒さん方は、私の計算では平成16年度約半数程度あった、50%あったものが、17年度定数が1クラスふえたわけですが、両校に行った生徒は、いただいた数字は40%ぐらいになっています。18年度はもとに戻っているわけですけれども、19年度この定数が減った中で、若干ですけれども、ことは数字が落ちていたということで、この原因を教育長、先ほどいろんな形で言われましたけれども、高校側から言わせると、もうちょっと中学校頑張つてよというようなことを、これはもう教育長も常に言われていると思いますが、鹿島高校の先生方はそういう指摘をされておられますけれども、これ以前も私お尋ねいたしました、市内の中学校の学力は全国平均から比べて落ちていないというふうに教育長答弁をされておりますが、このことに関してはいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

ちょっとこの機会に、私なりの考え方を言わせていただきたいと思いますが、学力というのを論じる場合には、前から申しているように2つあるわけです。

1つは、その知識とか理解力等で代表される狭い意味の、いわゆる狭義の学力ですね。もう1つは、学ぶ意欲とか思考力、判断力、こういったもので総称される広い意味の学力という二面があるわけです。もう大体お察しのとおり、高校入試というのはどちらかというと、前者ですね。客観的なほうにはこちらがなじむわけですがけれども、忘れてならないのが、その広い意味の学力が培われているかどうかというのがポイントになるわけですね。

そういうことで、その前者でいいますと、年によって、あるいは学年によって、あるいは教科によって多少のばらつきはありますが、おおむね全国または県あたりの平均並みではないかというのは今でもとらえております。このことは、毎月2月ぐらいに実施をしております全国との比較の可能な標準学力検査というのがあるんですが、そこでもほぼ同様の傾向が見られているということでもあります。

わかりやすいように、鹿島高校の場合で申しますと、学力面だけ、いわゆる前者で申しますと、市内のその2つの中学校の子供たちの現在の学力を見ますと、あと10%程度は十分合格できる力があるというふうにとらえております。しかし、その10%がほかの学校への進学を選択しているわけですよ、現に。そこになぜかということが当然あるわけですね。私は、中学校現場の声、あるいは保護者等の声を率直なところをちょっと今回聞いてみました。そうすると、これは全国的な傾向かもしれませんが、まずは高校に入って将来をという、一昔前、ちょっとそういうふうなスタンスがあったわけですが、今は、誤解があるかわかりませんが、勉強勉強ではなくて、例えば、部活動などを自分がやりたいことにきちんと時間がとれる、確保ができるようなところを選びたい。できれば、高校卒業して大学に行くよりも専門学校あたりに行って、経費的にもなるべくかけないで職につきたい。端的に言えば、そういうふうな願いの人が非常に大きい流れといたしますか、風潮にあるというふうに、今回特に感じました。

義務教育段階では、高校入試を目指して学習をしているわけではありません。しかし、高校入試という現実がある限りは、その視点は絶対外したらいけないわけでありますので、それは私も十分承知をしております。

机上の学習だけじゃなくて、例えば部活動を通してとか、あるいは諸行事を通して得られる広い意味での学力、これが十分培われるわけですので、これが義務制には特に求められるわけです。したがって、その大学入試一本に絞った進学高校のようなプログラムは当然組まれませんので、少なくとも学習指導要領に盛り込まれた最低基準のクリアというのが、これが義務教育には課されているわけです。そういう意味で、極端な例え方をすれば、伸び切って卒業する子もいれば、例えば、先伸びの余力を残してといたしますか、これで高校に入る子もいるわけでありまして、やっぱり私は必要なタイミングに花を開く未来であればと、こういう願いを持って義務教育に当たっているということでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

今、教育長のほうから、現在の子供たちの考え、あるいは保護者の方々の考えというものをお聞かせいただきましたので、ある面では納得をいたしました。確かに、今の子供たちというのは、ただ漠然と上の学校へ進学、進学ということじゃなくて、ある意味では目的意識を持ちながら、自分のやりたいことをやっていく。その選択の中での結果だというようなことだと思いますけれども、今後、その鹿島市に2つの高校があるわけですが、余りその定数割れという問題が大きくなりますと、高校再編の問題というのもまた浮上してくる可能性もございます。広い意味での学力を培うということが義務制の使命だということでおっしゃったことに関しては異論はございませんけれども、ぜひ知・徳・体のバランスのとれた形での指導をお願いしたいと思います。より可能性のある子に関しては、現状に甘んじることなく、上へ向けてチャレンジをする。そういう気持ちを養うことも必要かと思っておりますので、そういう意味では全幅の信頼を教育長を見ながら、今後の鹿島市の子供たち、大きく育てていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをして質問を終わりたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

知・徳・体のバランスのとれた教育、これはどこの学校も目指す目標です。私どもの市の教育方針の中にも、これはイの一番に明記をしております。究極は、こういう子供像を描いての教育なんですね、知・徳・体のバランスのとれた。これはもう議員が申される考え方で全く異論はありません。

問題は、こういう生徒がどういう進路を選択するかということになると思っておりますが、しっかりした目的意識を持っている子は、自分がやりたいことがやれる、つまり、自分が生かせる高校をきちんと見きわめる能力も育っているというふうにとらえます。したがって、進もうとする高校の特色とか魅力がやっぱり地元にも欲しいわけですね。今ももちろんありますけれども、そういう受け皿の努力、そして、中学校側の努力、両面が自助努力というものをお問われるタイミングではないかなというふうに思います。

それで、高校再編との影響ということも言われましたけれども、これは全国的に少子化傾向ですので、どこも危機感としてとらえているわけですね。定員確保という面で、やっぱり定員に満たなければ印象が悪いわけですから、志願状況というのは常に注目をされていることは事実であります。

おっしゃるように、市内にはもう2つしか高校がないわけですので、私も鹿島に住む一人として、そしてまた、義務制を預かる一人として、とりわけ熱い思いを持っていることはもう間違いありませんので、今後とも地元高校への市民の願いが将来にわたって生かせるよう

に努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

以上で15番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時50分から再開します。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番議員水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、大きく4点にわたって質問をさせていただきます。

第1点目は公共下水道及び浄化槽について、次に限界集落について、3番目が振り込め詐欺対策について、最後に4番目といたしまして肺炎球菌ワクチンによる予防対策について、以上の4点について質問をさせていただきます。

まず最初に、公共下水道及び浄化槽について。

汚水処理の問題については、これまで水質汚濁の原因は産業系、あるいは工場排水等が多かったが、今や公共用水域の水質汚濁の原因は炊事、洗濯や入浴など日常生活に伴って排出される生活排水が大きな原因になっています。そういう中で、汚水処理については大別すると国土交通省の公共下水道と農林水産省の農業集落排水事業、そして環境省の浄化槽と3つの異なった省が、おのおのの事業で生活排水を担当してきました。平成18年度末現在における3省合計の全体での汚水の処理人口普及率は、下水道、農業集落排水（漁業集落排水等を含む）及び合併浄化槽の3つの合計では82.4%であり、このサービスを受けていないものが残り2割の2,237万人となっています。未処理人口が17.6%となっています。

都市別の汚水処理施設の整備状況を見てみると、人口5万人以上の都市が85.9%に対して、人口5万人未満の市町村が65.5%とかなり低く、今後の施設整備の対象は、ますます財政規模の小さい中小市町村に移行していくこととなります。しかしながら、現下の厳しい地方財政の状況を考慮すると、これまでのまま下水道事業を継続していくことは地方公共団体の財政運営にとって大変な重圧になるのが確実であります。その地域に何軒の家があるかということが問題であり、管を引き、それをずっとつなぎ、最終処理しなければきれいな水になりません。これは、地方財政にとっては非常に負担となります。下水道事業費は、1世帯の下水道料金、年間約180千円が必要と言われています。今までの延長線で行った場合には、地方財政は大変なことになる。今後は、浄化槽の特徴を生かすことが財政上、有効的である

と考えます。

そこで、鹿島市における現在の公共下水道の接続への進捗率は約71%ぐらいだと思いますが、ここ数年間、何か変化が起きているのか伺いたします。

次に、限界集落について。

深刻な高齢化によって65歳以上の住民が半数を超え、地域社会で共同生活を続けることが難しい集落がふえています。今がもう限界という危機的状況から限界集落とも言われていますが、集落に住む人たちの暮らしを守るための支援策も急ぐ必要があります。そうした集落は中山間地に多く、生活の足の確保が難しく、近くに役場や学校、病院などが無いにもかかわらず、バスは採算がとれないため運行が厳しいし、高齢化が進み、車の運転ができない人が大半であります。しかも、若者はもちろん壮年世代すら少ない、冠婚葬祭などの共同生活のほか寄り合いといった集落の活動や農作業での助け合いもできなくなりつつあります。まさに、日々の暮らしの維持ができなくなっております。

国土交通、総務の両省は一昨年、過疎地域などにある約6万2,000集落について状況調査を行いました。昨年8月にまとめた最終報告によれば、65歳以上が過半数以上に占める集落は約7,800と、全体の1割を超えています。また、いずれ消滅のおそれがある集落が2,643に上り、このうち423集落は10年以内に消滅するおそれがあるようです。九州地方整備局がとったアンケートの結果では、消滅する可能性があると言われた集落は209、アンケートには247の市町村が回答、数戸以上の集落は2万7,712に上り、65歳以上が過半数を占める集落は約8%の2,131で、高齢化率の高い集落は、離島や半島、過疎地域だけでなく都市部の郊外にも存在していました。1985年以降に無人化した集落は43、今後10年以内に消滅する可能性のある集落は70で、いずれ消滅する可能性のある集落は139と調査でなっています。

そこで、過疎化に対してどのように認識を持っておられるのか、また鹿島市内において調査をされたのか伺いたします。

次に、振り込め詐欺について。

金融庁が先ごろ公表した資料によると、2007年12月末現在で消費者金融から5件以上の借り入れがある人は約125万人に上ります。いわゆる多重債務者です。改正貸金業法施行などによって総数は着実に減っているが、なお見逃せない数字と言えます。まして、190万人が3カ月以上延滞しています。返済困難者はそれ以上に上ることが推測されます。

振り込め詐欺には、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺などです。警視庁によると、還付金詐欺は昨年1年間で急増し、被害は821件、約947,000千円に上りました。1件当たりの被害額は振り込め詐欺の半分ですが、件数は月を追うごとに増加し、昨年1月の件数は33件だったのに対し、同12月は132件と4倍に膨れ上がっています。口実別に見ると、医療費を還付するという手口が全体の47.5%、次いで税金が26.3%、保険金が17.9%、年金が2.1%となっております。警視庁では、件数が急増した原因について、年金問題など

の社会情勢に加え、従来の振り込め詐欺グループが還付金詐欺に移行した可能性がある指摘しています。

県内では、2007年に確認された振り込め詐欺の被害件数は前年比76%増の118件で、被害総額はほぼ横ばいですが、1,000千円を超える被害も依然として少なくありません。一方で、個人情報名簿や顧客リストから個人を特定してだますなど、手口は年々巧妙化しているようです。

そこで、本市における状況はどうかお伺いします。相談件数、相談の内容、傾向性について。また、架空請求の被害につながるおそれがある状態の中、個人情報の保護が求められます。閲覧についても厳しく制限されていることは当然と考えますが、この点についてもお聞かせください。

次に、肺炎球菌ワクチンによる予防対策について。

まず初めに、昨年12月議会においてリンパ浮腫対策について質問いたしましたが、このリンパ浮腫対策に対する弾性着衣を用いた圧迫療法が治療として採択され、新年度から弾性着衣の購入に保険が適用されるようになりました。患者さんも大変喜んでおられます。これからもどうかよろしく願いいたします。

さて、かつて死亡原因の第1位だった肺炎は、戦後、抗生物質の登場で死亡者数は急激に低下し第4位になったが、1980年以降、再び増加傾向にあります。特に高齢者の肺炎が急増しているのが特徴で、高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため高齢者の死亡の上位を占めています。高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、その原因菌が肺炎球菌となっております。近年、肺炎球菌の抗生剤に対する耐性化も問題になっており、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されております。

我が国において認められている肺炎球菌ワクチン接種への保険適用は、脾臓患者に対する肺炎球菌感染予防のみで、それ以外の接種に関しては全額自己負担となっております。自己負担の場合、自由診療であるため費用が6千円から9千円程度かかります。高齢者の死因で上位を占めている肺炎は、さっき申したとおり最近急増しており、一たんかかると重症化しやすいため、ワクチンによる予防が望ましいとされています。

高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、その原因が肺炎球菌であり、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されている中、北海道瀬棚町では平成13年9月から65歳以上の高齢者を対象に公費助成、町が費用のうち2千円の負担を始めました。同町では、あわせてほかの予防接種も進めており、その結果、国保の1人当たりの医療費が平成3年の道内1位から平成16年8月時点で182位へと大きく改善、医療費削減につながった実績があります。昨年11月までに64市町村が公費助成を行っております。ワクチン接種は保険適用にならないため6千円から9千円かかり、負担は大きいと考えます。

そこで、肺炎ワクチン保有の医療機関や外来診療などで予防接種に関する情報提供を行う

など肺炎対策を推進し、また高齢化に対し肺炎予防による老人医療費の削減が期待できます
この肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成制度導入についての検討をしていただきたいと思います
と思いますが、御見解をお示してください。

以上で総括を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

9番水頭議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、公共下水道の接続に関して変化があるかというような御質問だったと思います。

71%ということで議員提案されましたけれども、平成18年度現在で71%で、平成19年4月現在で70.0%、0.9%ですけれども、切り捨てをして70.0%といたしております。この変化というのは、平成18年度に供用開始、面整備ができた面積が4.5ヘクタールございます。そういうことで供用開始区域が211.2から215.7に変わりましたので、水洗化率が若干落ちているという状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、限界集落のことについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、65歳以上50%の集落ということで限界集落というような言い方がされている。これに対するアンケート、うちのほうにも来ておまして、答えていったところでございます。鹿島市では2集落あるように認識をしております。55歳以上が50%を超えるとされています準限界集落につきましては、10集落あるというふうに認識をしております。

公共交通の問題につきましては、佐賀県のほうでも今、いろんなモデルケースを検討されております。これにつきましては、佐賀県と一緒にうちのほうも研究をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員の3項目めの質問、振り込め詐欺対策の鹿島市管内の状況について答弁をいたします。

まず県内の状況でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、118件で

87,120千円の被害がっております。今回は、従来はオレオレ詐欺と架空請求詐欺だったものが、最近は融資保証金詐欺、これは低金利の融資を名目に保証金等をだまし取るものでございます。それから還付金詐欺、これは官公庁の職員を名乗り、現金自動預払い機の操作を指示して現金をだまし取るというものでございます。こういうものがふえております。

まず、オレオレ詐欺が昨年は5件、被害が8,340千円ということであります。融資保証金詐欺ですけれども85件、これは前年に比べますと40件ふえております。被害額が55,150千円でございます。架空請求が24件、前年に比べますと13件ふえております。被害額が21,520千円でございます。それから、新しく還付金詐欺ですけれども、これが4件ほどありまして2,110千円ということでございます。

鹿島警察署管内でございますけれども、これにつきましてお尋ねしましたところ、鹿島警察署管内全体で申し上げますと融資保証金詐欺が6件、被害が1,111千円あったということでございます。このうち市内につきましては1件ございまして、706千円の被害が出ているということでございます。

全国的には件数、被害とも減少傾向にございますけれども、県内では依然として沈静化していないという状況でありまして、特に融資保証金詐欺や架空請求の詐欺が前年に比べますと53件ほど増加しておるものでございます。以上であります。

それから、消費生活苦情相談の状況でございますけれども、これにつきましては昨年4月から1月までですけれども、鹿島市の窓口には63件の相談がっておりますけれども、このうち不当請求に関するものは11件っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

私のほうからは、個人情報保護法に伴う閲覧の制限についてお答えをいたしたいと思えます。

個人情報保護法は平成17年の4月に全面施行されまして、間もなく3年を経過しようといたしております。特に国のほうの指導によりまして、住民基本台帳の一部改正について国のほうから指示がございまして、鹿島市でも平成18年の12月に住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱要綱の全面改正をいたしております。

その内容でございますが、これまでの制度の中身といたしましては、何人でも閲覧を請求できるという制度でございましたが、これを個人情報保護に留意をいたしまして再構築をいたしております。

その中身でございますが、1つは、閲覧することができる場合を限定いたしております。それから2つ目は、閲覧の手続等の整備をいたしております。内容を申し上げますと、閲覧

できる場合の制限でございますが、公益性の高い場合に限定をいたしております。それから、閲覧の手続等の整備でございますが、情報の管理、それから廃棄等について審査をする手続を整備いたしております。特に閲覧者の公表や不正閲覧の場合の罰則強化等を盛り込んだ見直しをいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

私のほうからは、4番目の質問の肺炎球菌ワクチンによる予防対策についてということでお答えを申し上げます。

この肺炎球菌による肺炎というのが、大体インフルエンザ、これに罹患した場合にかかる場合が多いということで一般的に言われているようです。だから、この予防対策としてはインフルエンザのワクチン接種というののがかなり有効でもあります。そういうこともありまして、現在うちのほうでインフルエンザの予防接種を平成13年からやっております。この接種率も年々上がっておりまして、平成19年度の現時点での接種者数は4,900人になっております。接種率が61.1%というふうになっております。当面は、このインフルエンザの予防接種をできるだけ接種をしていただくように努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、この肺炎球菌ワクチンは現在のところ任意接種になっております。そういう関係で、この接種をした場合に副作用等があって、その被害があった場合に被害補償がないわけですね。法定の接種ですと、これは国がちゃんと補償をしてくれるわけですが、そういう問題もございます。

それから、現在、厚労省のほうでもこの肺炎球菌ワクチンについては予防接種に関する検討会という中で法定の接種をするかどうか検討がなされておるようでございます。その検討結果を今後注視しながら、その結果に基づいて対処をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。まず最初に、公共下水道及び浄化槽について質問をしていきたいと思っております。

今、答弁の中で、若干減っているのは供用開始が要するに4.5ヘクタールですか、ふえたということですかね、で変わったということですね。

これが、要するに接続率の向上ということが一つの問題になってくるということで、それ

はもう以前から僕も接続率については大変厳しいということは存じております。大体70%前後でいくんじゃないかと思っておりますけれども、これで今度、佐賀市さんが、要するにこの接続率の向上をねらった下水道のそういう融資制度が新聞に載っていたわけですよ。ということかといったら、下水道の供用開始後3年以内に限っていた下水道接続、トイレ改造の融資あっせんと利子補給を、3年を経過していても利用できるように規則を改めたということ。下水道法ではくみ取りトイレの場合は供用開始後3年以内、浄化槽の場合はできるだけ早く下水道に接続するよう定めております。40%の世帯が経済的負担を理由に上げており、低利融資や費用負担軽減の対象拡大が急務と判断したことが今言う、掲載されていましたが、今言えるけれども、今のあれからすれば、当市も未接続がかなりあるといったらあれですけども、そういうふうにして若干そういう意味で接続がまだ未接続のほうに対する、やっぱりこのあたりの対策というともこれからまた必要ではないかと思っております。

そういう中で、この佐賀市のこういう取り組みでも、1つでもやっぱり1世帯でも接続をしていこうという、その強い意志のあらわれがここにされたんじゃないかと思っておりますけれども、それに対してこのあたりの対策についてどのように思われるのかお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま佐賀市の融資制度の問題を取り上げられましたけれども、これは佐賀市のほうから融資制度をしたということで、新聞紙上で掲載されたことによって御理解いただけていると思っております。

私のほうは去年の6月議会だと思っておりますけれども、その前にこの融資制度につきましては検討をして、1家庭1便器当たり800千円、2基1,600千円を限度として償還に基づく利子補給制度をスタートさせております。

佐賀市さんのほうの例を挙げられましたけれども、鹿島市のほうは3カ年は利子補給を100%でいくと。3カ年以降は80%でいくと。本来は下水道法によりますと、3カ年で接続しなさいという形になっておりますけれども、できるだけ接続をしていただけるならばということで、3カ年以降も80%の利子補給をしていこうという取り組みをいたしております。よろしくお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の説明では、佐賀市さんよりも鹿島市のほうが条件がいいということですね。こう言われましたけれども、じゃあですよ、やっぱりこれは皆さんが御存じなわけですよ。そういう説明はされていると思っております。そういう中で、じゃあこれが接続率のアップにつながって

いるかというのは、またおいおいわかってくるんじゃないかと思いますが、そういうあれで確かにこの制度があるということ、皆さん御存じの方が少ないんじゃないかと思うわけですよ。

それで、それもいろいろ事情はあると思います。厳しい中、こういう財政事情の中でなかなか接続が厳しいということは、もう当然、今の状況の中で変化がないということで、もうこういうので気づいています。

また、今からこれがどんどん供用開始するために、いろいろまた今、納富分校区ですか、広がって、また供用開始いって、これもやっぱり70%近くになって落ちつくんじゃないかと思っているんですけど、あとはどのようになるかわかりませんが、そこで、この汚水処理、今度は汚水処理のことについてですけど、これは何回でももう前12月議会でも言いましたけれども、これは使用料を初めとする、やっぱり下水道事業に伴う収入でこれは賄うべきであるということは、そういう中で下水道管の布設などにかかった費用は、本来は下水道使用料金収入で回収される。総務省の調べでは回収率は62.4%にすぎないと。不足分は一般会計から繰り入れられている。試算によれば、人口5万人未満の市町村の下水道管理費は1世帯当たり年間9,159円の使用料不足が発生していると言われていています。接続率との関係もまたいろいろ生じてくると思いますが、将来的には、やっぱりこの使用料を上げなければならぬときも来るんじゃないかと思うわけですよ。この点についてどういう、何か計画か何かは考えられておりますか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問は、公共下水道の使用料の値上げがあるかどうかということを検討しているかということでの質問だと思います。

鹿島市の公共下水道につきましては、昨年、事業の再評価委員会にこの再評価をかけております。その中で、確かに鹿島市の使用料が安いというような意見をいただいております。ただ、その時点では7月から料金改定をしております、その料金改定以前の金額で再評価では評価されたようでございます。しかし、再評価委員会では4年ないし5年に1回は使用料の見直しをなささいというようなことで指摘をいただいております。

ちなみに近郊の価格からしますと、伊万里市さんは2,660円に対して鹿島市が2,520円ぐらいの金額。小城市さんが2,880円、多久市さんも若干安いということで指摘をされておられます。そういうふうな状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今、数字を上げられてわかりました。

この点は終わりました、またもう1つお尋ねしますけれども、下水道マップについていろいろと前回からお尋ねいたしておりますが、この件でなかなかちょっと理解できない点もあったもので、再度質問いたします。

というのは、御存じのとおり、家屋が密集した市街地であれば下水道を、また農村や漁村部では農業集落排水施設を、人家がまばらな区域では浄化槽が設置をと言われておりますが、この地域は下水道、この地域は農業集落排水、この地域は浄化槽でいくという下水道マップの、そういうものをやっぱり早い時期に計画を立てていかなければいけないかと僕は思います。過去にも668ヘクタール以外はどうするかということで質問がされているようですが、そのときに下水道が軌道に乗った時点で考えると答弁されているようですので、その点について昨年も答弁いただきましたけれども、再度またよろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えします。

ただいまのエリアマップについてでございますけれども、現状でお話をしますと、鹿島市は公共下水道で進める。それ以外の地域については浄化槽でいくということですので、このエリアマップについては公共下水道の区域、これは計画区域と認可区域がございますけれども、これを色分けしてエリアマップとして掲示をいたしております。市のホームページにも掲載をいたしておるところでございます。

現在、納富分のほうの供用開始に向けて努力をいたしておりますが、21年ぐらいからは供用開始が始まるかと思ひます。前回の議会でも、それから七、八年ぐらいは納富分の現在の認可区域、いわゆる109ヘクタールにかかるんじゃないかということで御答弁申し上げておりますけれども、これを見ながら次にどこをどういうふうにしていくかということで検討はしなければならないと思ひます。

そういう中で、決算委員会のほうでは市長もそこらを含めて検討したいということで申しておりますので、ここ数年にはそういうことを含めて検討していかなければならないと思ひます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の答弁では、公共下水道とあとは認可区域ですかね、そしてあと、要するにそれ以外は

668ヘクター以外ですかね、浄化槽でいくということでは理解してよかですかね。

ということは、将来的にもこの公共下水道以外は浄化槽でいくということでは理解していいですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

現在のところはそうでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ということは、僕がお聞きしたいのは、例えば七浦あたり集落とか、それから古枝集落、いろいろ集落ですね、要するに結局、この地域は農集、この地域は漁集とか、そういうふうでね、もう考えはないのかということのをちょっとお聞きしたいと思うんですけど、その点も要するに今の当分はこのままでいく、要するに公共下水道か浄化槽で、そういうものは農業集落排水とか漁業集落排水は考えていないということでは理解してよかですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

今のところでは我々のやっている事業が鹿島市の中でも相当の事業費を使用しております。そういうことも含めて、まずはこの公共下水道の区域内の認可区域を重点に進めさせていくということではございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。次に移りたいと思います。

この公共下水道は最後ですけど、浄化センターについてお伺いいたします。

この浄化センターは、いろいろこの管理の件で、今現在は専門の業者に委託されているが、この合特法に基づいて伊万里市では民間に委託がなされていますが、民家に委託した場合のトン当たりの単価ですね、それがどのように違うのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

現在、日本管財のほうにお願いをいたしておりますけれども、ただいま言われるように民間との比較というような形で比較をいたしておりません。

うちのほうは平成6年に供用開始をいたしまして、その当時、うちの標準活性汚泥のこの方式を運転できる業者が数件しかなかったと、私たちが聞いているのは二、三件しかなかったと。そういう中で日本管財のほうに委託をしておるといふふうに聞いております。

なお、日本管財に委託をするにつけては、鹿島市居住の職員をやとってくださいということをお願いをされて、現在12名働いておりますけれども、その中の7名が鹿島在住の職員といふふうに聞いております。

以上でございます。（「日本管財だけではわからない」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

再質問してください。9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今、課長が答弁された中で、僕が言ったのは委託されている中で、それは日本管財、今ちょっと話が出たんですけども、伊万里市が現在の浄化センター、公共下水道の伊万里浄化センターですね、これがちょっと計算をしてみました。そしたら、これが今、課長が答弁された中には従業員12名のうち7名が市内の人を従業員、雇用されているとあったんですけど、伊万里市の場合は16名で従事をされているけれども、これが年間の処理量が約300万トン。鹿島市が60万トンでしょう。それで、伊万里市の場合の300万トンで年間の委託料が約113,000千円、鹿島市が年間60万トンで68,600千円ですかね、このようになっているわけですよ。僕が言いたいのは、ここで規模の大きい小さいはいろいろ考えられると思うんですけど、その中でかなりの差が出てきているわけですよ。

それで、後で計算してみてください、例えばトン当たりにしたら大体3倍ぐらいの差が出てくるわけですね。114円と40円近くですかね、出てくると思います。だから、いろいろ諸条件があると思います。だから、この点は一応、こういう今後のいろいろ検討課題になるんじゃないかと思って計算してみましたので、またいろいろと計算してみてください。

要するに、こういうふうにして差が出てきているということで、いろいろ将来的には考える必要があるんじゃないかと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

答弁いいですか。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

うちのほうは委託をしているのが日本管財環境サービスという会社でございます。先ほどこれは民間でございまして、民間と特別比較はしていないかということでしたから、比較をしていないということで申し上げましたけれども、ただいまの質問の中にありましたけれども、うちのほうは浄化センターを今度、2系列目を今つくろうとしております。量は少なくとも絶対人数というのは必ず要る人数が要るんですね。というのが、量が100トンであっても300トンであってもメーターは見らないかん。これは1人であれば必ず1人要るわけです

ね。絶対量で人数がどうこうというのもなかなか難しいところがございます。

ですから、ここに人員配置をされている12名というのが多いかどうかというのは、私たちは、それを見るにつけての歩掛かりというのがございますので、それを検討させていただいた形で委託をしてくれているということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。いろいろと、僕もこれは何とかというわけじゃなかつですよ。とにかく、いろいろこういう検証をしてみてください。よろしくをお願いします。

あと、次に限界集落についてですけれども、この鹿島に2集落、そして準集落が10集落ということで今、答弁いただきましたけれども、さっきから申し上げましたとおり、集落の衰退は集落が持つ環境保全といった多面的機能の低下を意味し、集落内外にさまざまな影響をもたらします。人の手が入らなくなり農地や山林が荒廃すれば保水力が失われ、がけ崩れが起き、下流域では渇水や増水がふえ、シカや猿、またイノシシなどが人里に出てくる被害も多発します。農業につきましても、高齢化が進んでおり、そういう中で耕作放棄地の拡大が進んでいるのではないのでしょうか。集落の衰退は農地または水路などの地域資源の維持、保全を担う人が減り、それによって耕作放棄地の増加と地域資源が荒廃するのが大きな原因となっております。

朝からもいろいろ質問の中で鳥獣被害ということが出ていました。イノシシ対策で出ていましたけれども、この鳥獣被害も過疎集落の重要な課題であることから、野生動物による農業被害を防止する鳥獣被害防止法が昨年成立いたしました。捕獲や駆除だけでなく生息、環境の整備や保全といった視点を取り入れられ、地域の実態に即した抜本的な対策と強化が図られます。

各市町村では、基本指針に即して被害防止計画を作成するようになっておりますが、この動きに対して本市はどのように対応されておられるのか、方針をお示ししていただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

議員が申されました鳥獣被害防止特措法が昨年制定をされたということで、今、県のほうでもこれを受けて担当者会、こういったことでの周知の徹底の研修会等がなされております。したがって、これ、まだ国のほうが指針となる計画を策定して、これを受けて市町村が作成をする、実施をするという手順になっております。国のほうがまだでございますので、

この計画を明らかになったことを受けて、市のほうではそれに即した形でスケジュールを組んで計画書をつくっていくと、そういうスケジュールになると思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。

そこで、これは午前中も何人の方が質問されたし、このイノシシ対策ですね、これも十分、大分被害がふえている現状はもう御存じのとおりだと思います。そういう中で、いろいろ何が原因か、何で、要するに、例えば駆除でも箱わな、それからさっき言った電気牧さくとか、それからいろいろ駆除方法があるですけれども、猟友会にお願いしたり。でも、結局は対策としてはかなり頭数では100頭以上ですかね、200頭近くぐらい捕獲はされているけれども、やっぱりまだふえているのが現状じゃないかと思います。

ちょっと視点を変えて申してみたいと思います。

要するに、原因としては近年、田畑に出てくるようになったのは、やっぱり戦後の行き過ぎた森林開発とか大量に植え過ぎた杉、ヒノキの放置人工林など人間による自然破壊行為、また鳥獣が住みかやえさ場を失い、本来の生息地に住めなくなったことに起因しているわけですね。要するに、鳥獣がえさを求めて、これまでの生息地でない人里に出てこざるを得なかったのがこの根本の原因ではないかと思うわけですよ。

そういうことを考えていきますと、今言った、この我々人間がつくった農耕地などへの出没を防いで人間の居住範囲と野生鳥獣の行動範囲を分離するためには山林と農耕地との間にバッファゾーンということをつくるのが有効的と言われてはいますが、このバッファゾーンですね、これはいろいろインターネットで調べたら、課長も調べられたと思うんですけど、こういう考えも一つの考えじゃないかと思うんですけども、例えばこの国の計画の中でこういうとも一つの計画に入ってくるんじゃないかと思いますが、このバッファゾーンに対しての取り組みに対してどのように理解、認識されておられるのですか。お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

計画の策定段階で当然、その件については入れるということになると思います。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

こういう限界集落ですか、言葉自体はどうか知らんですけども、日本人の原風景とされる山村の景観が損なわれ、また各地の集落に受け継がれた伝統、文化や伝統芸能も限界、人口が多分ずっと減少してきてお年寄りの方がふえ、65歳以上のほうがふえてくれば、それで人口の減少とともにこういう住む人も少なくなってくれば、そういうとも喪失しかねないと思います。こうした危機意識から集落の再生に向けた新たな動きも出てきています。

ちょっと例だけ申し上げてみたいと思いますけど、京都府の綾部市では昨年4月から水源の里条例が施行されたということ。この同条例は、1つに60%以上の高齢化率、2番目に市役所から25キロ以上離れている、3番目に20世帯未満、4番目に水源地域などの条件を満たす5集落を対象に空き家利用による住民の誘致や新規就農の支援、特産品の開発などに助成措置を講じられているわけです。

ここに申しました空き家バンクと言ったのですけれども、空き家の利用ですね。鹿島市には空き家バンクという制度もできているわけですよ。この空き家バンクに対する現在の状況あたりはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

空き家バンクの現在の状況ということでございますけれども、今年の4月から一応、制度を始めております。当初、1件登録がございましたけれども、民間売買によりまして現在は登録は抹消されております。

今現在の空き家バンクの取り組み状況でございますけれども、重伝建地区の浜地区におきまして、まちなみ活性課の協力を得ながら空き家が11軒ほどございますけれども、この所有者の方々に相談とか電話とか手紙等をやりながら何とか空き家バンクのほうの御理解と登録をお願いしている状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

1件登録されていたけど、現在はゼロであるということですよ。

これもいろいろと、これは市内じゃなくて鹿島市以外の方でしょう、が来られたときのあれでしょう。だから、こういう意味ではいろいろ専門の業者の方とも連携をとりながら、いろいろ情報を得ていくとも一つの方法と思うんですけど、何かそういう面でもお話とかなんとか情報提供の意味でもされたんですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

空き家バンクの制度でございます、これは基本的には鹿島市内にある空き家をデータベースに登録をお願いいたしまして、これを利用したい方、例えば鹿島市内の人、もしくは市外の方でもいいですけれども、そういう方との間で情報を共有し合いながら、そういうものの利用とか利活用をしていただく制度でございます、これは現在、今、宅建協会の杵藤支部のほうにそういうふうな事務的なものをお願いいたしております、もしそういうものがあつたら、うちが情報をもろう。それから、当然、調査委託等もそこへお願いをするということと考えながら進めておるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。たまには情報交換等もお互いにされたら、またいいものも入ってくるんじゃないかと思っておりますので、ひとつやってください。

それから、もう限界集落で一番最後のあれですけれども、やっぱり交通問題ですね。これが一つやっぱり出てくるんじゃないかと思っております。この一つの悩みの大きい、さっきも申しましたとおり、高齢者の方が通院や買い物をするのには大変と。そういう中で、高齢者、婦人、子供を中心とした交通弱者を救う新たなシステムが必要ではないかと思っています。

このほど県では地域の身近な移動手段を確保する仕組みづくり、交通不便地区の身近な移動手段の確保が必要であるとして、地域交通支援モデル事業を新規事業として取り組んでいます。交通不便地域等における交通弱者の移動手段の確保を図るため、モデル地区における実証実験需要調査試験運行等に要する経費を支援することにより、その取り組み状況やプロセスを他地域での展開を生かす仕組み、成功事例として確立することが目的ということで県のほうで今度、予算がつけられるようになってはいますが、その点で僕も以前からデマンドに対してはもう何回か過去、質問をデマンド交通に対してしました。そういう中で、あれも大変、国交省のあれでかなり制度としてだけど、なかなかやっぱり中身が厳しい面もいっぱいあるし、そういう中で今、県が新たなあれとして実証実験として予算を組まれているようですけれども、その点に関してどのように思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

この公共交通の問題は、限界集落とは違う概念というふうに私たちはとらえております。

と申しますのは、交通弱者というのは限界集落とは直接の関係というのは少ないんだというふうに思っております。

例えば40人の限界集落、50%の人がいて65歳以上がそこには20人の人がいるということになりますけれども、現に高津原地区あたりを見ますと600人から700人の65歳の方がいらっしゃいます。山浦地区あたりでも80人ぐらいの65歳の方がいらっしゃいます。こういうことから考えて、七浦地区なんかもそうですけれども、限界集落という言い方はしないんですけれども、交通弱者というのはたくさんいらっしゃいますし、そういう意味では新しいシステムというのは必要だというふうに認識をしております。

先ほど議員が御紹介いただきました佐賀県の事業につきまして、鹿島地区からも要望が2点出ておりました。2月に県のほうも直接地域の方とお話をされました。その場に市も立ち会ったわけですけれども、今回、募集をされた佐賀県内全部のものが不採択ということになりました。4月からまた新たに募集をされるということになりますけれども、どうしてかという、実際、事業を机上で組み立てるときは簡単なんですけれども、現場に入って実際やろうとすると利用者の問題、それからどこが運営をしていくか、赤字が出た場合はどうするか、それから現在うちが抱えていますバス事業の問題とタクシー会社の問題、こういった調整を考えていくとなかなか実現まではいかなかったというところでございます。

デマンド、わかりやすく言うと乗り合いタクシーですけれども、乗り合いタクシーも1地区から出ておりました。実際、調査をしてみますと、そこには必要とする中学生が4人いただけだったと。そうすると、4人を対象に事業を組み立てていっても事業が全く運営できなくなる。それより、子供たちの問題につきましては、その地区でお互いが乗せていけば事済むじゃないかと。そういったことなどがありました。ただ、今回、県がこういった事業を始められたことによりまして、その地域での課題を持ってうちのほうに相談に来られたりすることも多くなりましたので、いろんな意味で解決に向けての研究というものができるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

これからも来年度になりますと、地域交通につきましては民間を含めた協議会を立ち上げる予定にしておりますので、その中でいろんな話をしていくものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。この問題については、いろいろとまたこれからの大きな課題になってくると思いますので、どうかよろしく申し上げます。

今度は振り込め詐欺についてですけれども、実態をいろいろと数字等を上げられて言われ

ましたけれども、県内では沈静化していないと。鹿島市にとっては額、またはその件数あたりは1件ですかね、ということ言われたけれども、これから、どこでも県内でも沈静化していないし、鹿島市に対してもいつどのような形でなってくるかわかりませんので、この点はまたよろしく願います。

そこで、1点、ちょっと提案というか、していきたいと思います。

この大半の多重債務問題は要するに法律専門家に相談し、過払い金の返還を求めた上で債務を着実に整理することで解決が可能とされている。もちろん早い時期が望ましい。そのためにも多重債務者に対する相談窓口を身近な自治体に整備することは欠かせません。昨年12月10日から16日にかけて政府の多重債務者対策本部が全国の都道府県や弁護士会、司法書士会などと協力して実施した全国一斉多重債務者相談ウィークでは、延べ450カ所以上の無料相談会に6,109人が相談に訪れました。自治体職員も法律専門家にまじって対応のノウハウを学んだそうです。対策本部が2007年4月に決定した多重債務問題改善プログラムの最大のポイントは、基礎的な相談や専門家の紹介など適切な対応ができる窓口をすべての市町村に設置することと都道府県が中心となって警察や地元弁護士会、司法書士会とのネットワークを築くことです。整備のめどは改正貸金業法が完全施行される2010年6月までとなりますということで、こういうものが開かれております。そして、その中で自治体の職員の方もまじって、要するにノウハウを学んだということですが、要するに多重債務の相談を身近な自治体に窓口の整備が必要ではないかというふうに今後は思うんですけど、この点に対してはどのように、見解をお示してください。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

多重債務問題について今後の対応はということでございますけれども、今現在でも例えば県におきましては消費者相談の窓口で申し上げますと、昨年度ですけれども、平成19年の12月まででございますけれども、1,777件の件数、全体の23.6%程度の多重に関する相談等があつておきまして、これでいろんな相談を受けているということでございます。

それから、新年度につきましては多重債務に対する相談窓口の拡充等の要請が県のほうからあつておりますので、そういうものを踏まえながら相談等の窓口を拡充していきたいと思つております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ぜひ相談等の窓口を広げていただいて、いろいろ、このノウハウというともやっぱり大事だと思うわけですよ。やっぱり我々もいろいろ相談を受けるんですけども、その場合、弁護士さんといろいろ相談しながら解決していくという、それもずっとやっていますので、そういう面で言いにくい面もあるし、ぜひ相談したいという面で来られた場合には、そういうノウハウを持っておったら、そういう中でいろいろこうですよ、ああですよというアドバイスもできるし、またその方が安心していろいろと安心感も、ああ行ってよかったねというものも持たれると思うわけですよ。そういうことで今後ともよろしく願いいたします。

最後に、肺炎球菌ワクチンの件ですけれども、これはいろいろ今、答弁をいただいて、北海道の瀬棚町を例にとりて実はこのワクチンのことを言ったんですけど、確かに医療費削減につながったということでさっき例を言ったんですけども、あちこちでこういう対策が練られています。長野県の山形村というところでは75歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチン接種の費用を助成する制度を始め、村が1人につき2千円の補助をし、個人負担は4千円ということで、そういうふうにして、またあちこちさっき紹介したとおり、いろいろと各地でそういうものもされていますので、その点も考えてみてください。

要するに、肺炎は日本人の死因の第4位で昨年の死亡者数は10万人を超えたわけです。肺炎による死亡率は高齢者で高く、75歳を超えると急激に高まります。肺炎球菌は肺炎の原因の3割を占める細菌で、この接種ができるのは、さっきも言ったとおり生涯1回で効果は5年以上持続すると言われていているわけですよ。医療制度改革の中心は予防接種となっていますので、急速に高齢化が進む中で市の老人医療費の拡大も見込まれる中、国の予防接種法の動向、さっき言われた動向あたりも見ながら事例を研究されて肺炎球菌ワクチンの公費助成を含めました肺炎対策につきましても今後の取り組みを要望して終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で僕の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明6日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時2分 散会